

# 第2次京丹後市ひとり親家庭等 自立促進計画

～ひとり親家庭等の自立と子どもの健やかな育ちをめざすまち～

【案】

平成26年4月

京丹後市

～ 目 次 ～

第1章	はじめに	1
1.	計画策定の背景と趣旨	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の期間	2
4.	定義	2
5.	計画の策定体制	2
第2章	ひとり親家庭等を取り巻く状況	3
1.	統計調査からみるひとり親家庭等の現状	3
2.	アンケート調査からみるひとり親家庭等の現状	5
第3章	第1次計画の主な取り組みと第2次計画に向けて	52
1.	第1次計画の実施状況と評価	52
2.	ひとり親家庭等を取り巻く現状と課題	54
第4章	計画の基本的な考え方	57
1.	基本理念	57
2.	基本的な視点	57
3.	施策目標	59
4.	計画の体系	61
第5章	施策の展開	62
1.	子育てや生活支援の推進	62
2.	就業支援の推進	66
3.	養育費の確保に向けた支援の推進	70
4.	経済的支援の推進	71
5.	情報提供・相談体制の充実	73
第6章	施策の推進に向けて	78
1.	計画の進行管理	78
2.	市民や関係機関などとの連携	78
3.	重点的な施策展開	78

# 第1章 はじめに

## 1. 計画策定の背景と趣旨

近年、本市では離婚等によりひとり親家庭となった母子家庭や父子家庭の世帯数はほぼ横ばい傾向にあり、依然、ひとり親家庭に対する自立のための支援が求められています。このようなひとり親家庭では、仕事と子育ての両方を一人で担っている方が多く、そのため、生活、仕事、住居、子育ての面で精神的にも肉体的にも大きな負担がかかっています。また、寡婦についても収入面など経済的な不安や高齢による健康の不安などがあり、生活支援が求められています。

これを受けて京丹後市では、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定による「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（平成20年 厚生労働省告示第248号）」に基づき、ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、寡婦）に対し、子育てや生活の支援、就業支援を総合的かつ計画的に展開するため、平成21年4月に「京丹後市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。計画に基づきこの間、市では平成23年4月に『くらし』と『しごと』の寄り添い支援センターを開所し、総合的な生活・就労相談支援を行ってきましたが、平成25年8月には『くらし』と『しごと』の寄り添い支援センターと市民相談室、多重債務相談・支援室、消費者生活センターを寄り添い支援総合サポートセンターとして統合し、相談支援窓口のワンストップ化を強化してきました。また、ひとり親等を対象にパソコン講習会を実施し就労スキルの向上に取り組むなど、ひとり親家庭等の自立支援のための施策に取り組んできました。また、国の施策としては平成22年8月から父子家庭においても児童扶養手当が支給されることとなりました。

しかしながら、日本経済の回復の兆しがみられるというものの、ひとり親家庭を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、安心して子育てができる環境と経済的な安定を図るためにも、引き続き育児支援や経済支援、就業支援相談事業の充実など、様々なニーズに応じたきめ細かな支援が必要です。

これらの状況を踏まえ、本市では、市内のひとり親家庭等をめぐる現状や施策を検証し、引き続きひとり親家庭等のきめ細かな福祉サービスと自立支援を総合的かつ計画的に展開するために、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の一部改正（平成25年 厚生労働省告示31号）」も踏まえ、「第2次京丹後市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定しました。

## 2．計画の位置づけ

本計画の推進にあたっては、「第1次京丹後市総合計画」及び「京丹後市次世代育成支援対策行動計画」との連携を図ります。

## 3．計画の期間

本計画の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間とします。

また、法律及び基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、状況に応じ見直しを行いません。

## 4．定義

用語	定義
母子家庭	現に児童（20歳未満）を扶養しており、配偶者のいない女子とその児童からなる家庭
父子家庭	現に児童（20歳未満）を扶養しており、配偶者のいない男子とその児童からなる家庭
寡婦	配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していた（「母子家庭」）ことがあり、その児童が全員20歳に達した方
ひとり親家庭	母子家庭及び父子家庭
ひとり親家庭等	母子家庭、父子家庭及び寡婦
ひとり親	母子家庭の母及び父子家庭の父
ひとり親等	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦

## 5．計画の策定体制

### （1）審議会、母子寡婦福祉会・父子会での協議

本計画の策定にあたり、京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会での協議に加え、当事者団体である母子寡婦福祉会・父子会からの意見を受けて策定しました。審議会では京丹後市で初めての試みとなる「無作為抽出の方法」による公募委員2名を加えた8名の委員からご意見をいただきました。

### （2）アンケートの実施

ひとり親家庭等の仕事、住まい、家庭生活、子どもの養育等の生活の実態やニーズを把握するため、平成24年7月に「京丹後市ひとり親家庭等の実態調査」を実施しました。

### （3）パブリックコメントの実施

計画について市民の幅広い意見をお聞きするため、本計画に関するパブリックコメントを実施しました。（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

## 第2章 ひとり親家庭等を取り巻く状況

### 1. 統計調査からみるひとり親家庭等の現状

#### (1) 離婚の状況

京丹後市の離婚件数は平成18年度の102件をピークに年々減少傾向にありましたが、平成24年度は95件と増加しています。全国の離婚件数は、平成22年度より年々減少しています。

表 京丹後市の婚姻と離婚の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
婚姻件数	247	207	211	208	212
離婚件数 (全国数値)	91 (251,136)	90 (253,353)	84 (251,378)	74 (235,719)	95 (235,406)
離婚率 [%] (全国数値)	1.45 (1.99)	1.44 (2.01)	1.36 (1.99)	1.22 (1.87)	1.58 (1.87)
総人口(人)	62,912	62,322	61,580	60,848	60,053

- \* 婚姻では京丹後市の窓口で婚姻届を受けた件数
- \* 離婚では京丹後市の窓口で離婚届を受けた件数
- \* 京丹後市は4月1日～3月31日、全国数値は1月1日～12月31日の受理件数
- \* 総人口は住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計
- \* 離婚率とは人口千人あたりの件数

資料：厚生労働省「人口動態統計」

京丹後市「住民基本台帳」、「京丹後市統計書」

#### (2) ひとり親家庭の世帯数の状況

国勢調査より京丹後市におけるひとり親家庭の世帯数をみると、平成7年から平成22年にかけて母子世帯は174世帯から281世帯まで増加し、父子世帯は36世帯から44世帯に増加しています。京丹後市の総世帯数に占めるひとり親家庭の比率は平成7年の1.1%から年々増加し、平成22年には1.6%となっています。平成7年から平成22年までの総世帯数に占めるひとり親家庭の比率をみると、全国は0.2ポイントの増加ですが、京丹後市では若干多い0.5ポイントの増加となっています。京丹後市の総世帯数に占めるひとり親家庭の比率は、全国・京都府水準の比率に年々近づき、平成22年には同比率となっています。

表 ひとり親家庭の世帯数の推移

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
全国	総世帯数(世帯)	44,107,856	47,062,743	49,566,305	51,950,504
	母子世帯数(世帯)	529,631	625,904	749,048	755,972
	父子世帯数(世帯)	88,081	87,373	92,285	88,689
	総世帯に占める比率(%)	1.4	1.5	1.7	1.6
京都府	総世帯数(世帯)	958,252	1,015,468	1,063,907	1,120,440
	母子世帯数(世帯)	10,843	13,091	16,465	16,392
	父子世帯数(世帯)	1,679	1,623	1,711	1,674
	総世帯に占める比率(%)	1.3	1.4	1.7	1.6
京丹後市	総世帯数(世帯)	19,901	20,456	20,920	20,652
	母子世帯数(世帯)	174	220	282	281
	父子世帯数(世帯)	36	31	39	44
	総世帯に占める比率(%)	1.1	1.2	1.5	1.6

- \* 京丹後市の平成7年・平成12年の数値は峰山町、大宮町、網野町、丹後町、弥栄町、久美浜町における数値を合算したものです。
- \* 母子世帯とは、未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯(他の世帯員がないもの)。
- \* 父子世帯とは、未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯(他の世帯員がないもの)。
- \* 総世帯に占める比率は総世帯数に対する母子世帯数と父子世帯数の合計から算出。

資料：総務省「国勢調査」

### (3) 経済的な状況

#### 生活保護受給状況

京丹後市で生活保護を受けている母子世帯数は、ほぼ横ばい傾向にあります。全国的には伸び率が鈍化しているものの、世帯数は増加し続けています。

表 生活保護受給母子世帯数の推移

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
全国	世帯数	93,408	99,592	108,794	113,323	114,160
	対前年比	1.01	1.07	1.09	1.04	1.01
京丹後市	世帯数	18	18	18	19	20
	対前年比	1.00	1.00	1.00	1.06	1.05
【参考】京丹後市生活保護受給総世帯数(母子世帯含む)		264	296	341	358	375

- \* 世帯数は、全国・京丹後市ともに月平均受給世帯数
- 資料：厚生労働省「福祉行政業務報告例」、「被保護者調査」  
京丹後市生活福祉課

## 児童扶養手当受給状況

平成22年8月から児童扶養手当が父子家庭にも適用になったことから平成22年(453人)から平成23年(554人)にかけて大幅に増加しました。受給資格者数は児童扶養手当が父子家庭への適用となる前までは増加傾向にありましたが、適用後の平成24年はほぼ横ばいとなっています。

表 児童扶養手当受給状況の推移

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
受給資格者数(人)	437	453	554	547
対前年比	1.00	1.04	1.22	0.99
全部支給(人)	175	178	237	205
一部支給(人)	204	210	247	274
支給停止者数(人)	58	65	70	68

\* 受給資格者数は、4月1日時点の人数。

資料：京丹後市生活福祉課

## 2. アンケート調査からみるひとり親家庭等の現状

本計画の策定にあたり、ひとり親家庭等の家庭生活及び社会生活にかかる実態を把握するため、平成24年7月に「京丹後市ひとり親家庭等の実態調査」を実施しました。

## 【調査方法・回収結果】

本調査は、「ひとり親家庭用」、「寡婦用」に調査票を分けて実施しました。それぞれの調査方法や回収状況は、以下のとおりとなっています。

表 京丹後市ひとり親家庭等の実態調査の概況

	ひとり親家庭用		寡婦用
	母子家庭	父子家庭	
調査地域	京丹後市		
調査対象	18歳未満の子どもを扶養している配偶者のいない女子のひとり親家庭	18歳未満の子どもを扶養している配偶者のいない男子のひとり親家庭	配偶者のいない女子であって、かつて配偶者のいない女子として20歳未満の子どもを養育していた者 * 今回の調査では18歳から20歳の子どもがいる世帯としました。
調査方法	郵送で調査票を配布、回収しました。		
調査期間	平成24年7月6日～20日 * 平成24年12月28日までに市役所へ届いた調査票は集計の対象		
調査対象数	523	114	63
有効回収数	206	53	23
無効回収数	0	0	0
有効回収率	39.4%	46.5%	36.5%
前回比	5.3ポイント	2.2ポイント	4.4ポイント

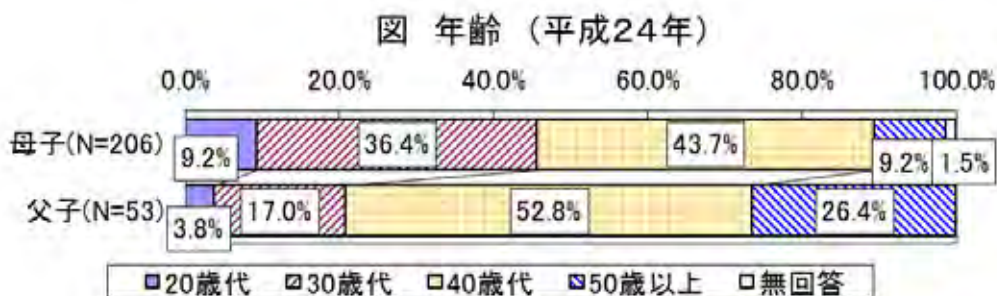
### (1) ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）用調査

お子さんご家族の状況について

#### - 1 現在の年齢

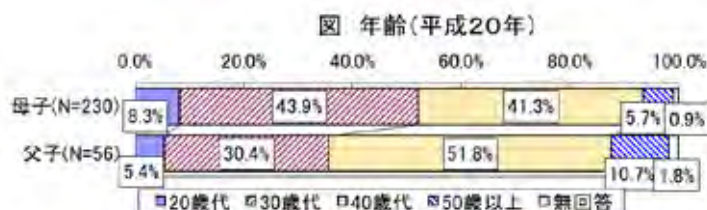
～母子家庭では30～40歳代が、父子家庭では40～50歳代が約8割～

母子家庭・父子家庭ともに年齢は、「40歳代」(43.7%、52.8%)で最も多く、次いで母子家庭では「30歳代」(36.4%)となっています。また、父子家庭では「50歳代」(26.4%)となっています。



#### 【前回との比較】

母子家庭では、前回最も多かった「30歳代」の割合が7.5ポイント減少し、今回は「40歳代」の割合が最も多くなっています。父子家庭もは、「30歳代」が13.4ポイント減少し、今回は「50代」が15.7ポイント増加しています。



#### - 2 性別

回答者の性別は、「女性」(母子家庭)が79.5%(206人)、「男性」(父子家庭)が20.5%(53人)となっています。

表 性別（平成24年）

	回答数	構成比
男性	53	20.5%
女性	206	79.5%
合計	259	100.0%

#### 【前回との比較】

母子家庭、父子家庭の割合は、前回とほぼ同じ割合となっています。

表 性別（平成20年）

	回答数	構成比
男性	56	19.6%
女性	230	80.4%
合計	286	100.0%



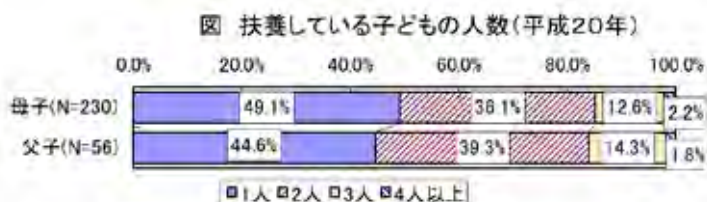
- 3 扶養している子どもの人数

母子家庭・父子家庭ともに「1人」(50.2%、47.2%)が最も多く、次いで「2人」(41.5%、28.3%)となっています。



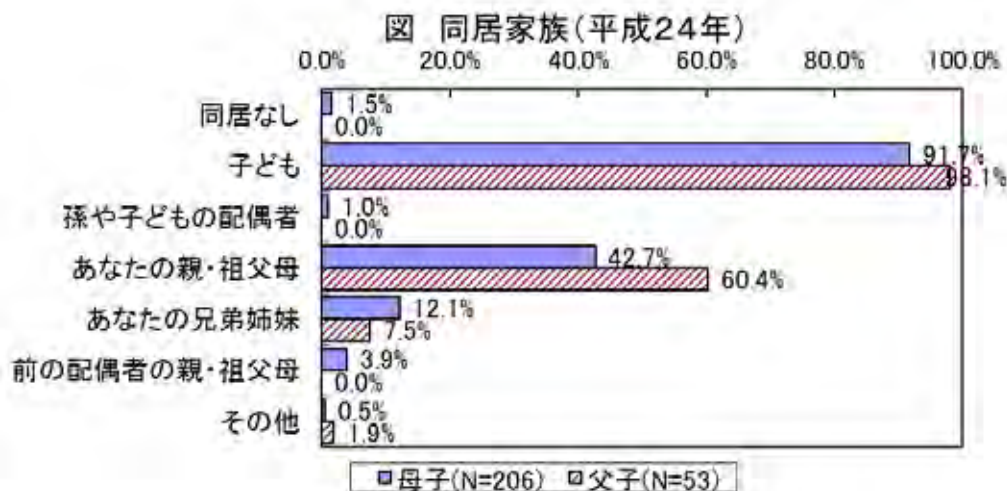
【前回との比較】

今回は、母子家庭では「2人」の割合が5.4ポイント増加し、「3人」は5.3ポイント減少しています。父子家庭では、「2人」の割合が11.0ポイント減少し、「3人」は10.2ポイント増加しています。



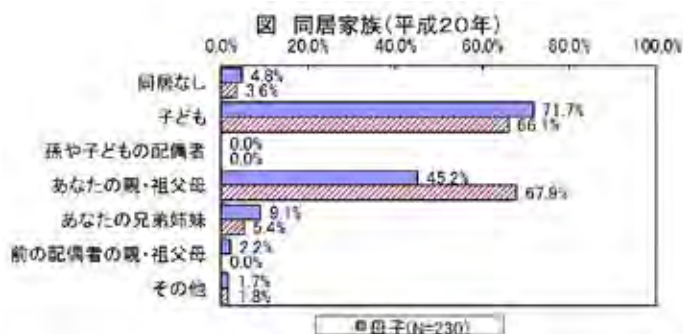
- 4 同居家族(複数回答)

母子家庭・父子家庭ともに、「子ども」(91.7%、98.1%)が最も多く、次いで「あなたの親・祖父母」(42.7%、60.4%)となっています。



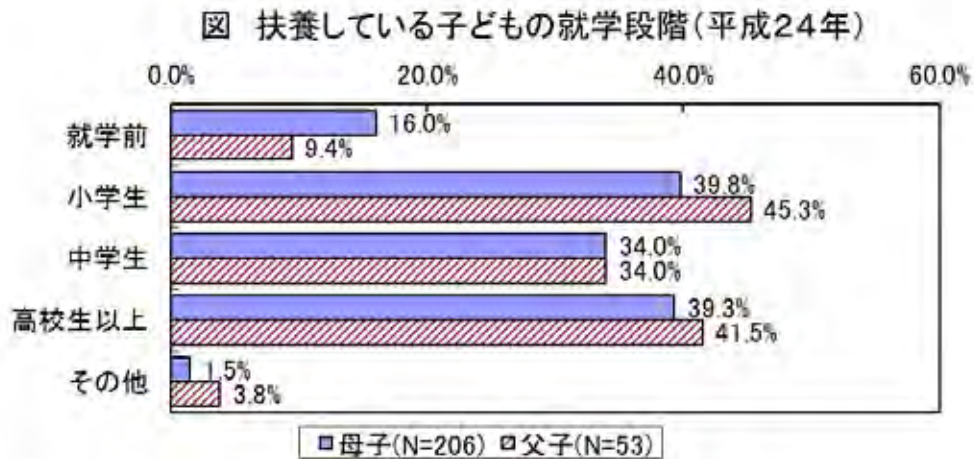
【前回との比較】

今回は、母子家庭・父子家庭ともに、「子ども」の割合が20ポイント以上増加しています。



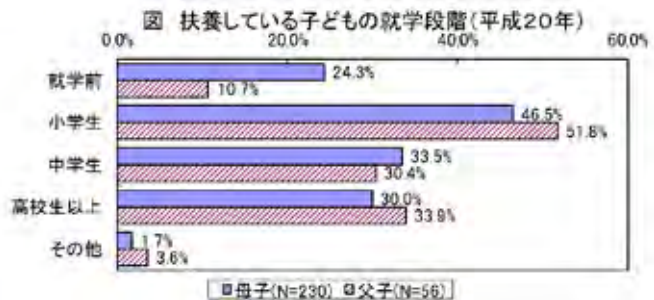
- 5 扶養している子どもの就学段階（複数回答）

母子家庭・父子家庭ともに、「小学生」（39.8%、45.3%）が最も多く、次いで「高校生以上」（39.3%、41.5%）となっています。



【前回との比較】

今回、母子家庭では「就学前」の割合が8.3ポイント、「小学生」が6.7ポイント減少し、「高校生以上」は9.3ポイント増加しています。父子家庭では、前回とほぼ同じ傾向ですが、「小学生」の割合が6.5ポイント減り、「高校生」が7.6ポイント増えています。



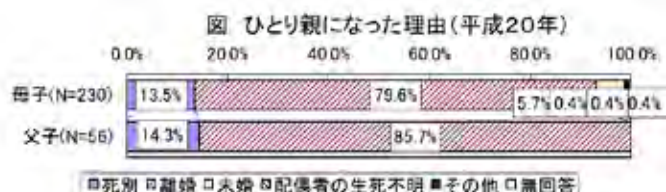
- 6 ひとり親になった理由

母子家庭・父子家庭ともに「離婚」（83.5%、83.0%）が最も多く、次いで「死別」（12.1%、15.1%）となっています。



【前回との比較】

今回は、母子家庭では「離婚」の割合が増え、父子家庭では「死別」の割合が増えています。

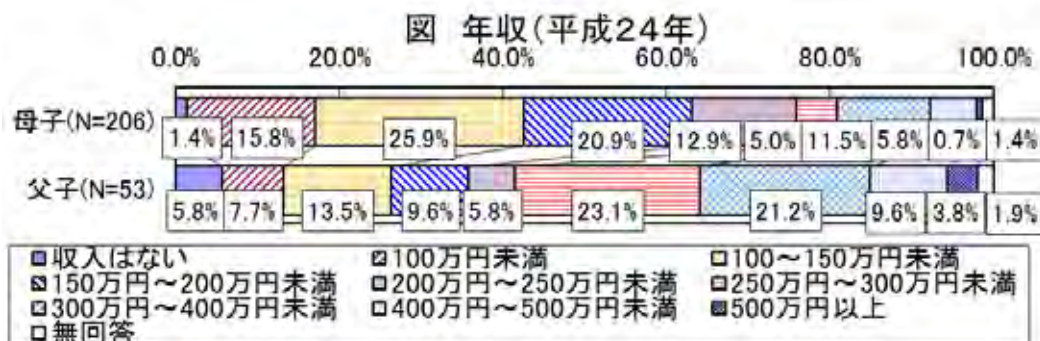




- 7 年間総収入

年間総収入は、母子家庭では「100～150万円未満」が25.9%で最も多く、次いで「150～200万円未満」(20.9%)となっています。父子家庭では「250～300万円未満」が23.1%で最も多く、次いで「300～400万円未満」(21.2%)となっています。

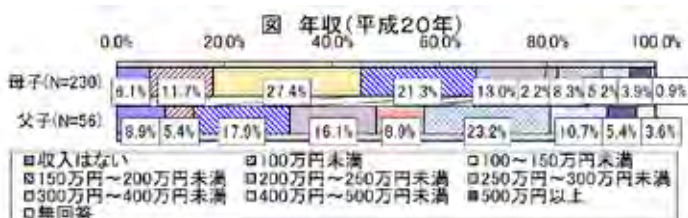
年間総収入が200万円未満の家庭は母子家庭では64.0%、父子家庭では36.6%となっており、母子家庭は父子家庭より低所得の家庭が多くなっています。



【前回との比較】

今回、年間総収入が200万円未満の家庭は、母子家庭では若干減少していますが、父子家庭では4.4ポイント増加しています。

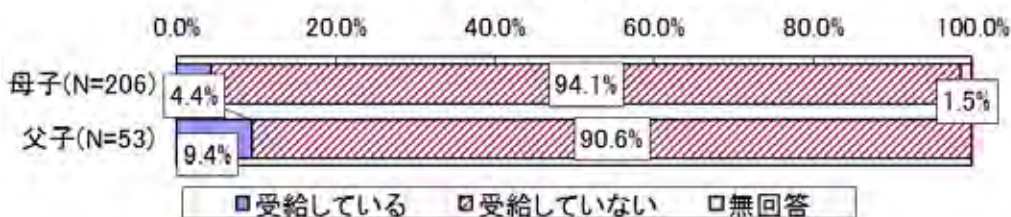
また、父子家庭では、「100万円～150万円未満」と「250万円～300万円未満」の割合が、それぞれ10ポイント以上増加しています。



- 8 生活保護の受給

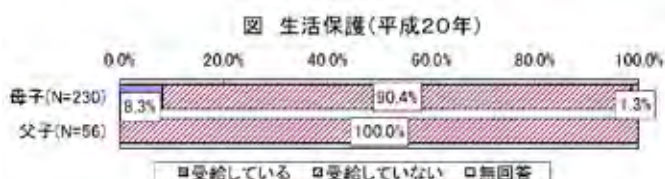
母子家庭では4.4%、父子家庭では9.4%が生活保護を受給しています。

図 生活保護(平成24年)



【前回との比較】

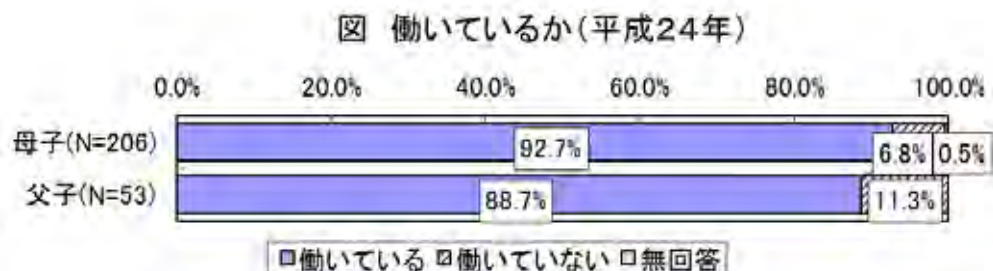
今回、「受給している」の割合は、母子家庭では減少していますが、父子家庭では9.4ポイント増加しています。



仕事の状況について

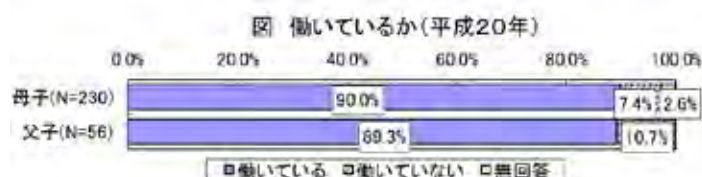
- 1 働いているか

母子家庭、父子家庭ともに約9割が現在働いています。



【前回との比較】

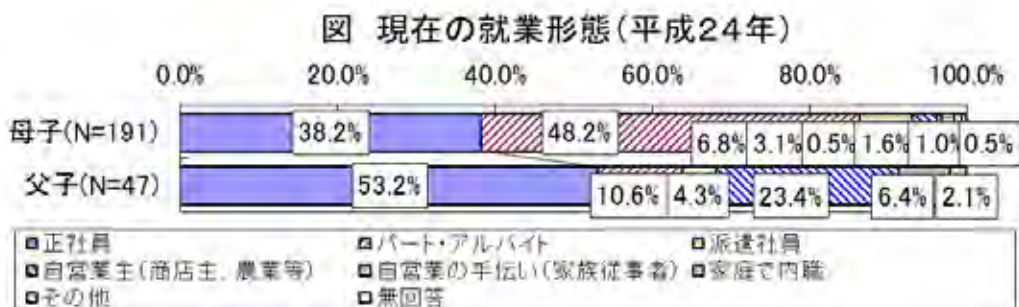
母子家庭・父子家庭ともに、前回とほぼ同じ傾向にあります。



- 2 現在の就業形態

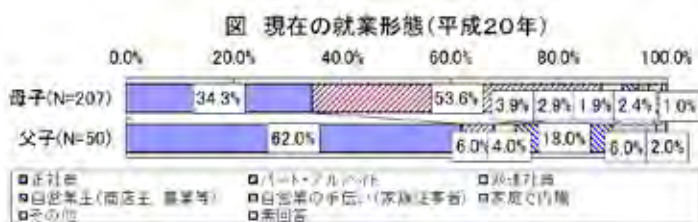
現在働いている方のうち、現在の就業形態は、母子家庭では「パート・アルバイト」が48.2%で最も多く、次いで「正社員」(38.2%)、「派遣社員」(6.8%)となっています。父子家庭では、「正社員」が53.2%で最も多く、次いで「自営業主(商店主、農業など)」(23.4%)となっています。

父子家庭は、「正社員」や「自営業主」といういわゆる定職に就いている方がほとんどであるのに対して、母子家庭では「パート・アルバイト」や「派遣社員」という非正規の雇用の方が多く、不安定な就労状況となっています。



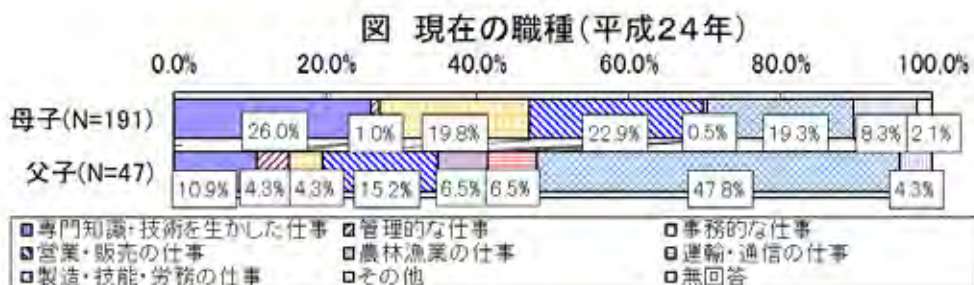
【前回との比較】

今回母子家庭では、定職に就いている方の割合が増加し、非正規の雇用の方の割合は減少しています。父子家庭では、定職に就いている方の割合が減少し、非正規の雇用の方は増加しています。



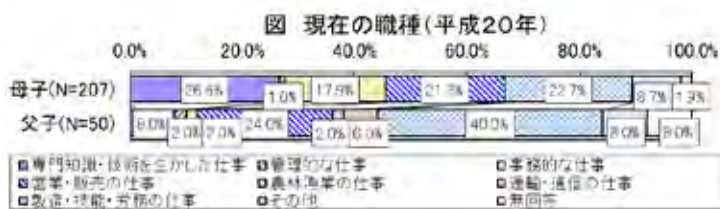
- 3 現在の職種

現在働いている方のうち、現在の職種は、母子家庭では「専門知識・技術を生かした仕事」が26.0%で最も多く、次いで「営業・販売の仕事」(22.9%)、「事務的な仕事」(19.8%)となっています。父子家庭では、「製造・技能・労務の仕事」が47.8%で最も多く、次いで「営業・販売の仕事」(15.2%)となっています。



【前回との比較】

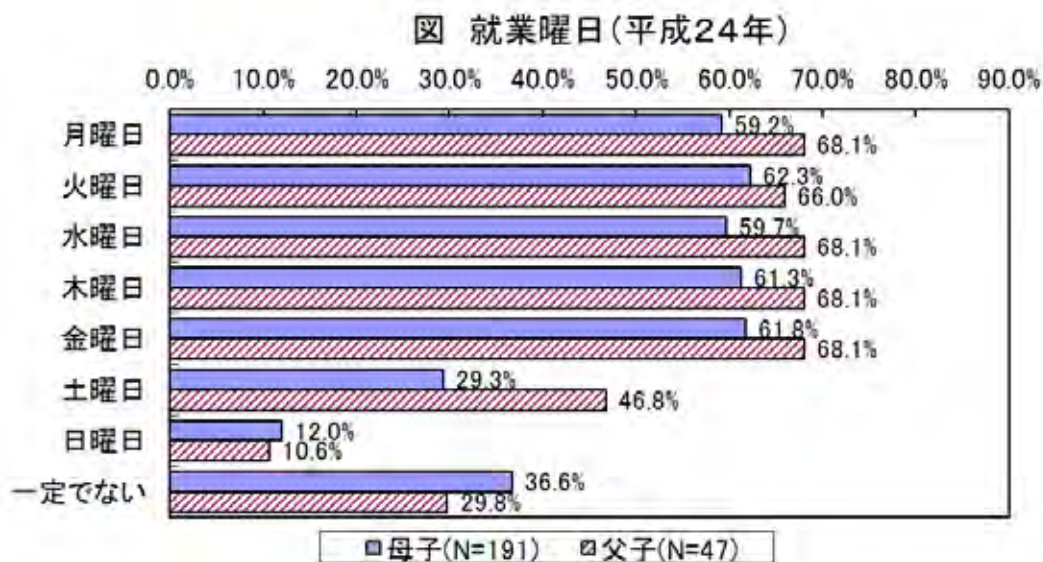
今回母子家庭では、前回とほぼ同じ傾向にあります。父子家庭では、「営業・販売の仕事」の割合が8.8ポイント減少し、「製造・技能・労務の仕事」が7.8ポイント増加しています。





- 4 就業曜日（複数回答）

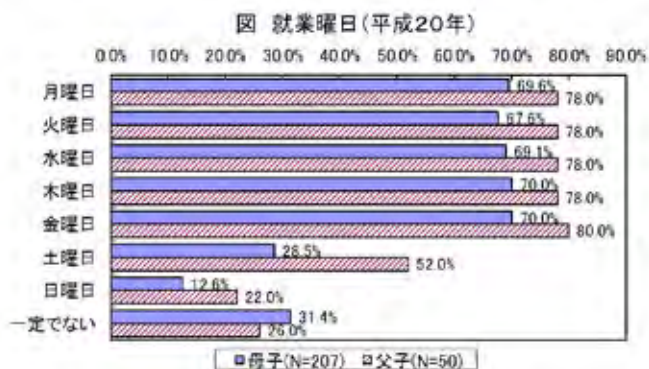
現在働いている方のうち、就業曜日を見ると、平日のいずれの曜日でも母子家庭では6割程度、父子家庭では7割弱となっています。また、「土曜」は母子家庭が29.3%、父子家庭が46.8%となっており、他の曜日に比べて母子家庭と父子家庭の差が大きくなっています。



【前回との比較】

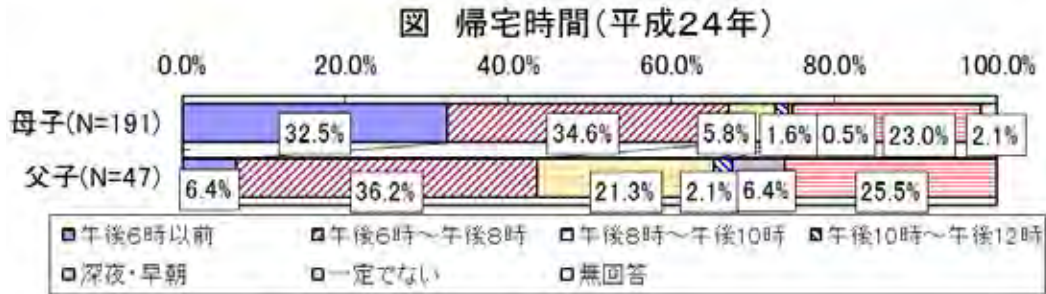
母子家庭・父子家庭ともに、平日のいずれの曜日でも1割程度減少しています。

また、母子家庭では、「土曜日」・「一定でない」、父子家庭では「日曜日」・「一定でない」の割合が増加しています。



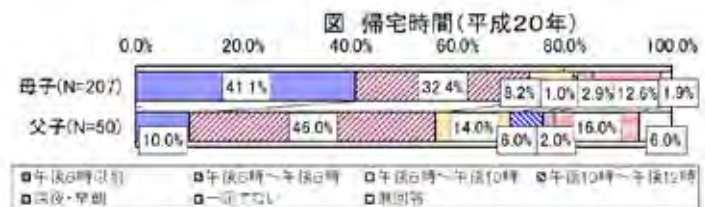
- 5 帰宅時間

現在働いている方のうち、帰宅時間は、母子家庭・父子家庭ともに「午後6時～午後8時」(34.6%、36.2%)が最も多く、次いで母子家庭では「午後6時以前」(32.5%)、「一定でない」(23.0%)、父子家庭では「一定でない」(25.5%)となっています。



【前回との比較】

今回母子家庭・父子家庭ともに、「一定でない」の割合が、それぞれ10.4ポイント・9.5ポイント増加しています。



- 6 仕事上の悩み（複数回答）

～母子家庭・父子家庭ともに「収入が少なく、生活が苦しい」が最も多く、次いで「年金・雇用保険がないなど、将来に不安がある」～

母子家庭・父子家庭ともに「収入が少なく、生活が苦しい」（60.2%、68.1%）が最も多く、次いで「年金・雇用保険がないなど、将来に不安がある」（19.9%、29.8%）、「残業が多く、帰宅が遅くなる」（15.7%、23.4%）となっています。

図 仕事上の悩み(平成24年)



【前回との比較】

母子家庭では、前回とほぼ同じ傾向にあります。

父子家庭では「年金、雇用保険がない」、「リストラの対象になりやすい」の割合が10ポイント以上増加しています。

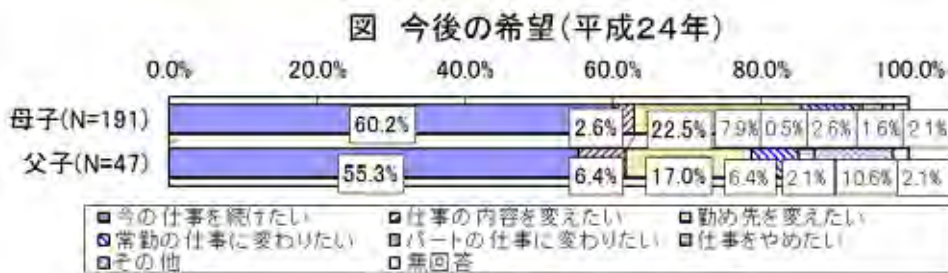
図 仕事上の悩み(平成20年)





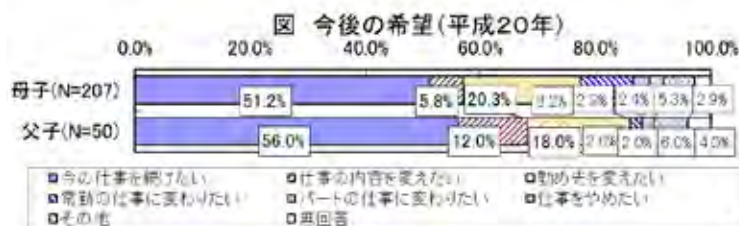
- 7 今後の希望

今後の希望は、母子家庭・父子家庭ともに「今の仕事を続けたい」(60.2%、55.3%)が最も多く、次いで「勤め先を変えたい」(22.5%、17.0%)となっています。



【前回との比較】

今回母子家庭では、「今の仕事を続けたい」の割合が9.0ポイント増加しています。父子家庭では「常勤の仕事に変わりたい」の割合が4.4ポイント増加しています。



- 8 転職希望理由(複数回答)

勤め先を変えたい、もしくは常勤・パートの仕事に変わりたい方のうち、転職希望理由は、母子家庭・父子家庭ともに、「収入がよくない」(57.9%、69.2%)が最も多く、次いで母子家庭では「仕事内容がよくない」(19.3%)、父子家庭では「社会保険がないまたは不十分」(30.8%)となっています。

表 転職希望理由(平成24年)

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
収入がよくない	33	57.9%	9	69.2%
勤め先が自宅から遠い	6	10.5%	3	23.1%
健康がすぐれない	3	5.3%	1	7.7%
仕事内容がよくない	11	19.3%	3	23.1%
職場環境がなじめない	6	10.5%	2	15.4%
労働時間があわない	8	14.0%	1	7.7%
社会保険がないまたは不十分	9	15.8%	4	30.8%
休みが少ない	7	12.3%	3	23.1%
身分が安定していない	9	15.8%	1	7.7%
経験や能力が発揮できない	2	3.5%	2	15.4%
その他	7	12.3%	0	0.0%
有効回答数	57	100.0%	13	100.0%

【前回との比較】

今回、母子家庭・父子家庭ともに、「仕事内容がよくない」の割合が増加しています。

表 転職希望理由(平成20年)

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
収入がよくない	42	62.7%	9	90.0%
勤め先が自宅から遠い	13	19.4%	3	30.0%
健康がすぐれない	6	9.0%	2	20.0%
仕事内容がよくない	8	11.9%	1	10.0%
職場環境がなじめない	7	10.4%	2	20.0%
労働時間があわない	15	22.4%	2	20.0%
社会保険がないまたは不十分	9	13.4%	3	30.0%
休みが少ない	7	10.4%	1	10.0%
身分が安定していない	8	11.9%	3	30.0%
経験や能力が発揮できない	4	6.0%	1	10.0%
その他	7	10.4%	0	0.0%
有効回答数	67	100.0%	10	100.0%

- 9 就職希望

現在働いていない方のうち、就職希望は、「できれば就職したい」が母子家庭で 81.3% (13人)、父子家庭では 100.0%とそれぞれ最も多くなっています。

表 就職希望(平成24年)

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
できれば就職したい	13	81.3%	6	100.0%
就職は考えていない	1	6.3%	0	0.0%
無回答	2	12.5%	0	0.0%
合計	16	100.0%	6	100.0%

【前回との比較】

母子家庭・父子家庭ともに、前回とほぼ同じ傾向にあります。

表 就職希望(平成20年)

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
できれば就職したい	15	88.2%	5	83.3%
就職は考えていない	2	11.8%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	1	16.7%
合計	17	100.0%	6	100.0%

- 10 働いていない理由(複数回答)

現在働いておらず就職希望のある方のうち、働いていない理由は、母子家庭では「病気で働けない」、「時間について条件の合う仕事がない」、「就職の面接を受けても採用されない」が 30.8% (4人)で最も多くなっています。父子家庭では「時間について条件の合う仕事がない」が 66.7% (4人)で最も多くなっています

表 働いていない理由(平成24年)

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
子どもの世話をしてくれる人がいない	1	7.7%	2	33.3%
病気(病弱)で働けない	4	30.8%	1	16.7%
休職中	1	7.7%	2	33.3%
職業訓練を受けたり技術を習得中である	0	0.0%	0	0.0%
収入面で条件の合う仕事がない	2	15.4%	1	16.7%
時間について条件の合う仕事がない	4	30.8%	4	66.7%
自分の適性に合う仕事がない	2	15.4%	3	50.0%
就職の面接を受けても採用されない	4	30.8%	3	50.0%
その他	2	15.4%	0	0.0%
有効回答数	16	100.0%	6	100.0%

【前回との比較】

今回母子家庭では、「子どもの世話をしてくれる人がいない」、「休職中」、「時間について条件の合う仕事がない」が減少し、「病気で働けない」が増加しています。父子家庭では、「自分の適性に合う仕事がない」が増加しています。

表 働いていない理由(平成20年)

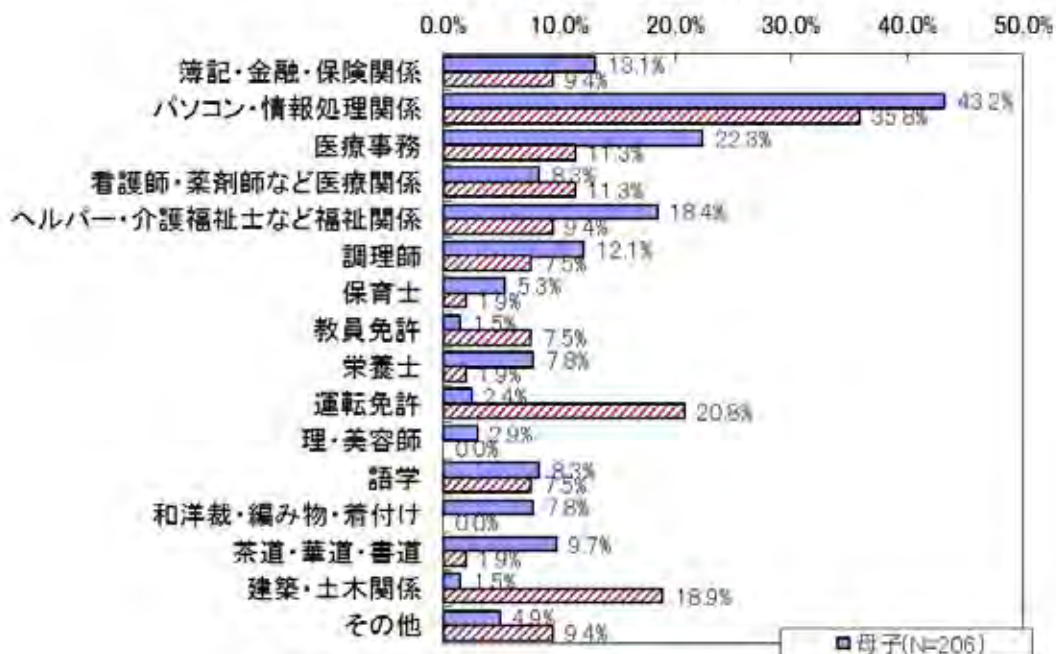
	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
子どもの世話をしてくれる人がいない	5	33.3%	3	60.0%
病気(病弱)で働けない	2	13.3%	2	40.0%
休職中	7	46.7%	3	60.0%
職業訓練を受けたり技術を習得中である	0	0.0%	0	0.0%
収入面で条件の合う仕事がない	3	20.0%	1	20.0%
時間について条件の合う仕事がない	10	66.7%	5	100.0%
自分の適性に合う仕事がない	4	26.7%	1	20.0%
就職の面接を受けても採用されない	6	40.0%	4	80.0%
その他	2	13.3%	0	0.0%
有効回答数	15	100.0%	5	100.0%

- 11 取得希望資格（複数回答）

取得希望資格は、母子家庭・父子家庭ともに「パソコン・情報処理関係」（43.2%、35.8%）が最も多くなっています。次いで、母子家庭では「医療事務」（22.3%）、「ヘルパー・介護福祉士など福祉関係」（18.4%）、父子家庭では「運転免許」（20.8%）、「建築・土木関係」（18.9%）となっています。

母子家庭・父子家庭のいずれも情報処理関係の資格取得希望が多くなっています。

図 取得したい技能・資格（平成24年）



【前回との比較】

今回母子家庭・父子家庭ともに、「簿記・金融・保険関係」、「医療事務」、「看護師・薬剤師などの医療関係」の割合が増加しています。

図 取得したい技能・資格（平成20年）

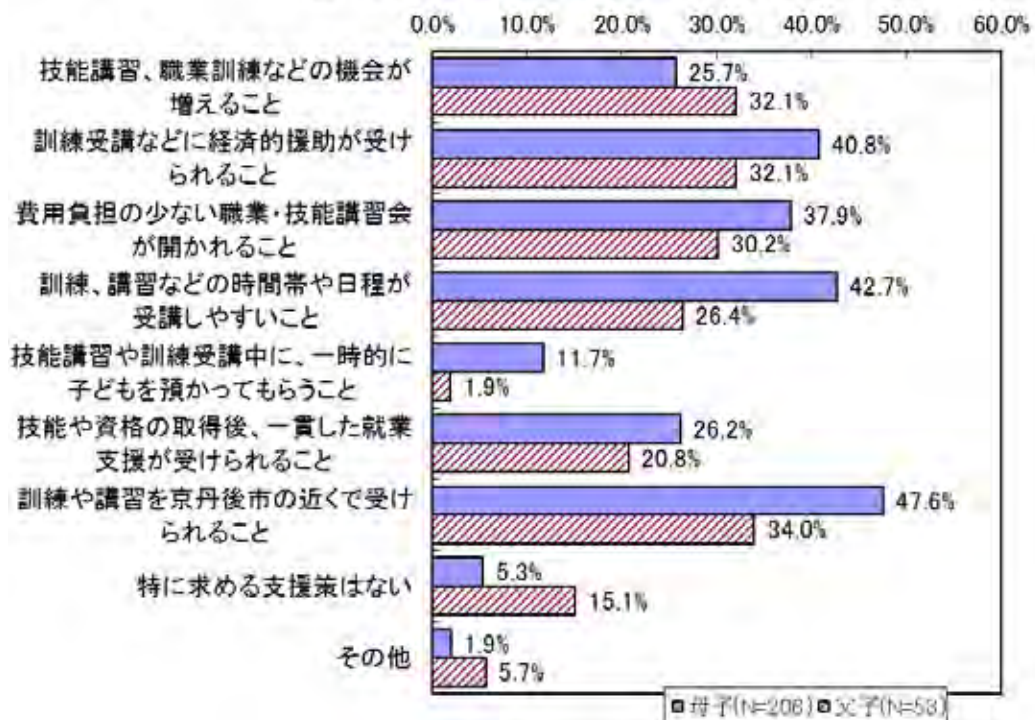




- 12 希望する技能・資格の習得支援策（複数回答）

～母子家庭・父子家庭ともに「訓練や講習を京丹後市の近くで受けられること」～  
 母子家庭・父子家庭ともに「訓練や講習を京丹後市の近くで受けられること」（47.6%、34.0%）が最も多く、次いで母子家庭は「訓練、講習などの時間帯や日程が受講しやすくなること」（42.7%）「訓練受講などに経済的援助が受けられること」（40.8%）となっています。また、父子家庭では、「技能講習、職業訓練などの機会が増えること」、「訓練受講などに経済的援助が受けられること」（ともに32.1%）が次いで多くなっています。

図 希望する技能・資格の習得支援策（平成24年）



【前回との比較】

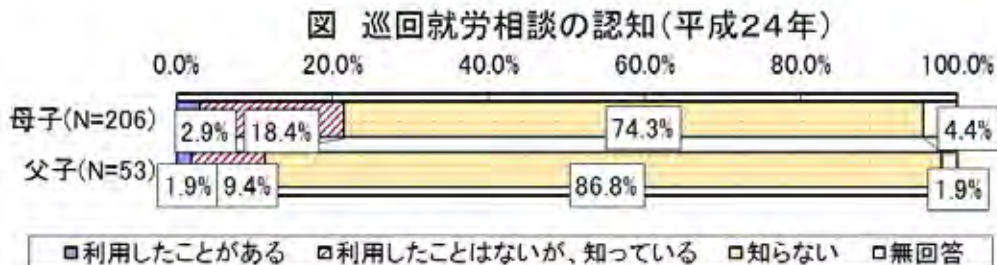
今回母子家庭・父子家庭ともに、「技能講習、就業訓練などの機会が増えること」、「費用負担の少ない職業・技能講習会が開かれること」の割合が増加しています。

図 希望する技能・資格の習得支援策（平成20年）



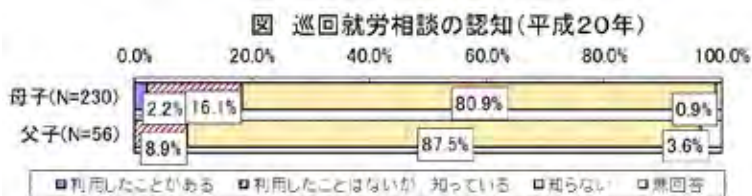
- 13 巡回就労相談 の認知度

巡回就労相談の認知度は、母子家庭・父子家庭ともに「知らない」(74.3%、86.8%)が8割程度を占めています。「利用したことがある」と「利用したことはないが、知っている」の合計は母子家庭が21.3%、父子家庭が11.3%となっており、母子家庭の方が認知度は高くなっています。



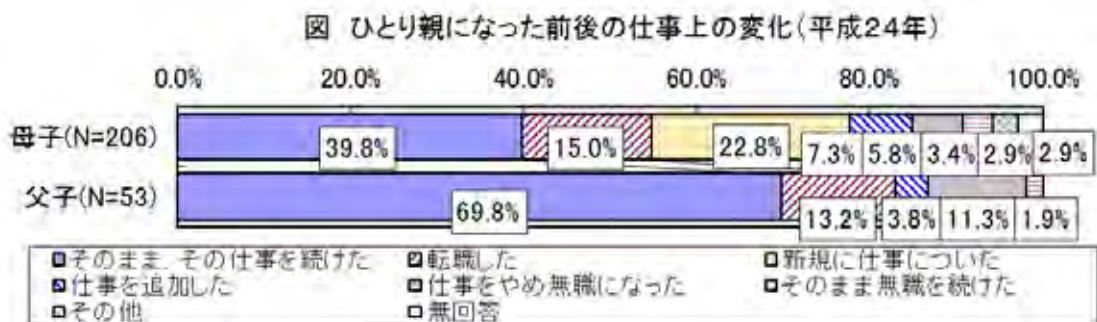
【前回との比較】

母子家庭・父子家庭ともに、前回とほぼ同じ傾向にあります。



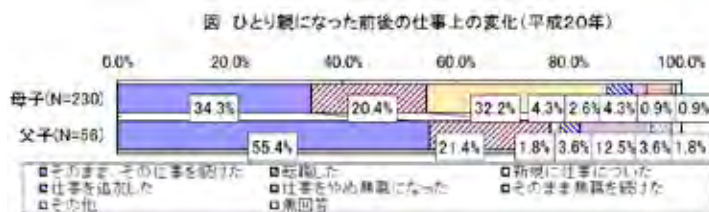
- 14 ひとり親になった前後の仕事上の変化

~ 母子家庭では「そのまま、その仕事を続けた」4割弱、父子家庭では7割弱 ~  
 母子家庭では「そのまま、その仕事を続けた」が39.8%で最も多く、次いで「新規に仕事についた」(22.8%)、「転職した」(15.0%)となっています。父子家庭では、「そのまま、その仕事を続けた」が69.8%で最も多く、次いで「転職した」(13.2%)となっています。



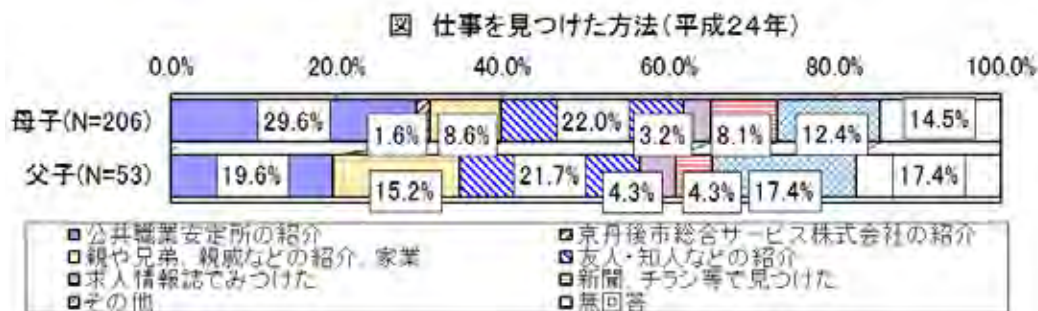
【前回との比較】

今回「そのまま、その仕事を続けた」が、母子家庭では5.5ポイント、父子家庭では14.4ポイント増加しています。



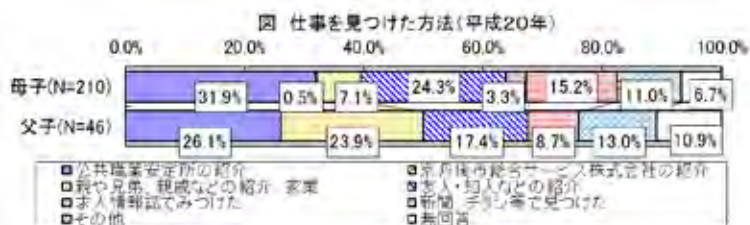
- 15 仕事を見つけた方法

ひとり親になった後に仕事をしている方のうち、仕事を見つけた方法は、母子家庭では「公共職業安定所の紹介」(29.6%)が最も多く、次いで「友人・知人などの紹介」(22.0%)となっています。父子家庭では「親や兄弟、親戚などの紹介、家業」(21.7%)が最も多く、ついで「公共職業安定所の紹介」(19.6%)となっています。



【前回との比較】

今回「公共職業安定所の紹介」が母子家庭・父子家庭ともに減少しています。



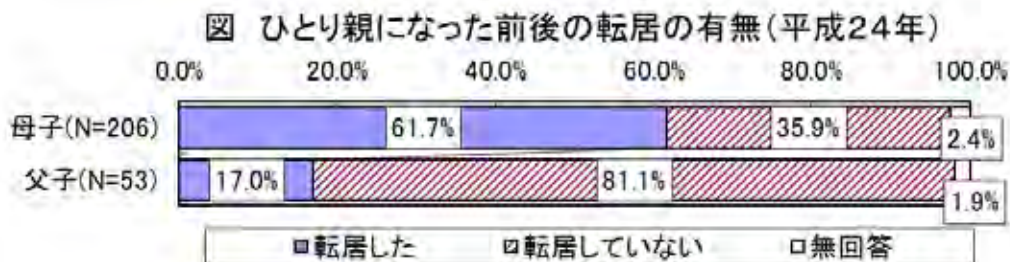


住居の状況について

- 1 ひとり親になった前後の転居の有無

ひとり親になった前後の転居の有無は、母子家庭では「転居した」が61.7%で「転居していない」(35.9%)を25.8ポイント上回っています。父子家庭では、「転居していない」が81.1%で、「転居した」(17.0%)を64.1ポイント上回っています。

母子家庭では、ひとり親になって「転居した」方が多いことがわかります。



【前回との比較】

今回母子家庭・父子家庭ともに、前回とほぼ同じ傾向にあります。



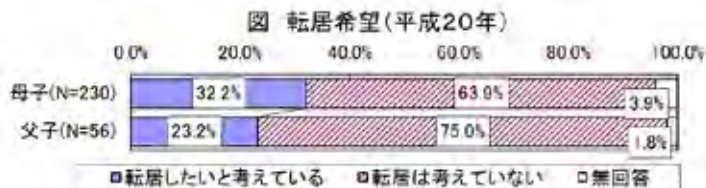
- 2 転居希望

転居希望は、母子家庭・父子家庭ともに「転居は考えていない」(60.6%、77.4%)が「転居したいと考えている」(35.5%、18.9%)を上回っています。



【前回との比較】

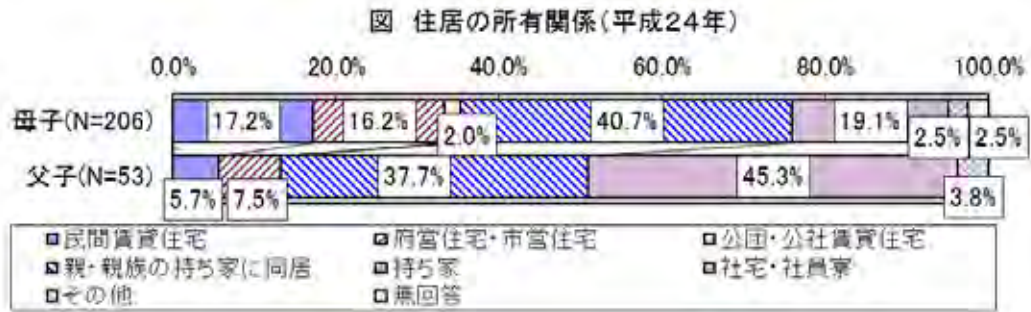
今回母子家庭では「転居したいと思っている」の割合が増加していますが、父子家庭では減少しています。



- 3 住居の所有関係

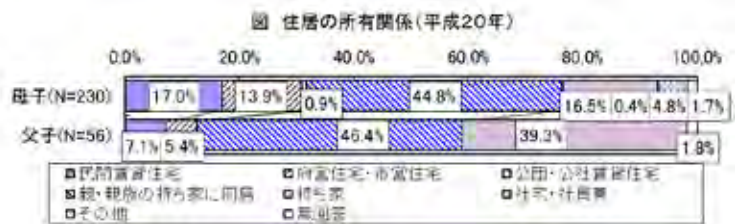
住居の所有関係は、母子家庭では「親・親族の持ち家に同居」(40.7%)が、父子家庭では「持ち家」(45.3%)が最も多くなっています。母子家庭では賃貸住宅(「民間賃貸住宅」、「府営住宅・市営住宅」、「公団・公社賃貸住宅」の合計)が35.4%で、「持ち家」の19.1%を16.3ポイント上回っていますが、父子家庭では「持ち家」が45.3%で、賃貸住宅の13.2%を32.1ポイント上回っています。

母子家庭は「賃貸住宅」が多く、父子家庭は「持ち家」という方が多くなっています。



【前回との比較】

今回母子家庭・父子家庭ともに、「親・親族の持ち家に同居」の割合が減少し、「持ち家」が増加しています。



- 4 1か月の家賃

住居の所有関係が賃貸住宅の方のうち、1か月の家賃は、母子家庭では「1万円～3万円未満」が34.2%で最も多く、次いで「3万円～5万円未満」(31.5%)、「1万円未満」(20.5%)となっています。父子家庭の賃貸住宅は合わせて8人で、「3万円～5万円未満」(37.5%)が最も多くなっています

図 1ヶ月の家賃(平成24年)

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
1万円未満	15	20.5%	2	25.0%
1万円～3万円未満	25	34.2%	1	12.5%
3万円～5万円未満	23	31.5%	3	37.5%
5万円～7万円未満	8	11.0%	1	12.5%
7万円以上	1	1.4%	1	12.5%
無回答	1	1.4%	0	0.0%
合計	73	100.0%	8	100.0%

【前回との比較】

今回母子家庭・父子家庭ともに、「5万円～7万円」が減少し、それ以下の家賃額の割合が増加しています。また、「7万円以上」も増加しています。

図 1ヶ月の家賃(平成20年)

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
1万円未満	16	21.9%	0	0.0%
1万円～3万円未満	22	30.1%	3	42.9%
3万円～5万円未満	19	26.0%	2	28.6%
5万円～7万円未満	14	19.2%	2	28.6%
7万円以上	0	0.0%	0	0.0%
無回答	2	2.7%	0	0.0%
合計	73	100.0%	7	100.0%



- 5 賃貸住宅を探す際の悩み（複数回答）

賃貸住宅を探す際の悩みは、母子家庭・父子家庭ともに「家賃が高い」(76.7%、62.5%)が最も多く、次いで母子家庭では「府営住宅・市営住宅になかなか入れない」(45.2%)、父子家庭では「希望する場所に住宅が見つからない」、「連帯保証人が見つからない」、「府営住宅・市営住宅になかなか入れない」(それぞれ50.0%)となっています。

図 賃貸住宅を探す際の悩み(平成24年)

	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
家賃が高い	53	72.6%	5	62.5%
希望する場所(駅・職場に近い、同じ学校の校区内など)に住宅が見つからない	18	24.7%	4	50.0%
保証金(敷金等)などの一時金が確保できない	21	28.8%	3	37.5%
連帯保証人が見つからない	15	20.5%	4	50.0%
入居可能な賃貸住宅の情報が不足している	8	11.0%	2	25.0%
府営住宅・市営住宅になかなか入れない	33	45.2%	4	50.0%
ひとり親という理由で入居が難しい	3	4.1%	2	25.0%
その他	5	6.8%	0	0.0%
有効回答数	73	100.0%	8	100.0%

【前回との比較】

今回母子家庭では、「家賃が高い」、「希望する場所に住宅が見つからない」が減少していますが、父子家庭では増加しています。

母子家庭・父子家庭ともに「連帯保証人が見つからない」、「府営住宅・市営住宅になかなか入れない」が増加しています。

図 賃貸住宅を探す際の悩み(平成20年)

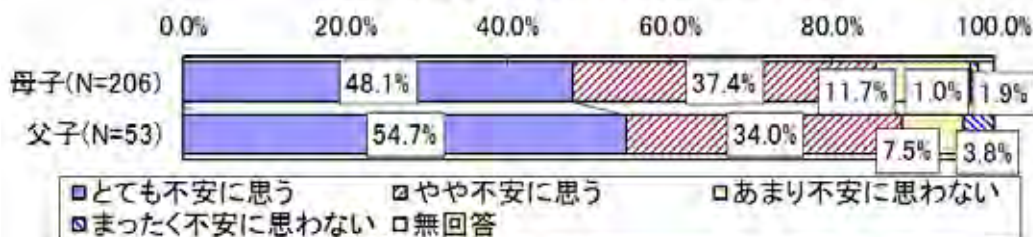
	母子家庭		父子家庭	
	回答数	構成比	回答数	構成比
家賃が高い	56	76.7%	3	42.9%
希望する場所(駅・職場に近い、同じ学校の校区内など)に住宅が見つからない	23	31.5%	3	42.9%
保証金(敷金等)などの一時金が確保できない	22	30.1%	4	57.1%
連帯保証人が見つからない	14	19.2%	3	42.9%
入居可能な賃貸住宅の情報が不足している	10	13.7%	3	42.9%
府営住宅・市営住宅になかなか入れない	32	43.8%	2	28.6%
ひとり親という理由で入居が難しい	4	5.5%	3	42.9%
その他	2	2.7%	0	0.0%
有効回答数	73	100.0%	7	100.0%

生活の状況について

- 1 子どもの養育についての不安

子どもの養育についての不安は、不安に思う(「とても不安に思う」と「やや不安に思う」の合計)が母子家庭では85.5%、父子家庭では88.7%と、不安に思わない(「あまり不安に思わない」と「まったく不安に思わない」の合計)を大きく上回っています。

図 子どもの養育について(平成24年)

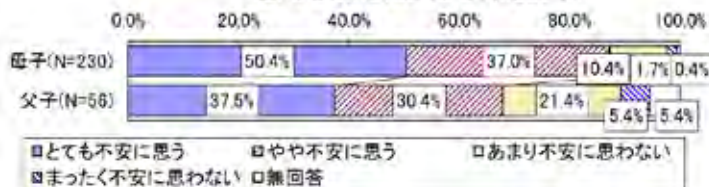


【前回との比較】

母子家庭では、前回とほぼ同じ傾向にあります。

今回父子家庭では、「とても不安に思う」、「やや不安に思う」の割合が20.8ポイント増加しています。

図 子どもの養育について(平成20年)

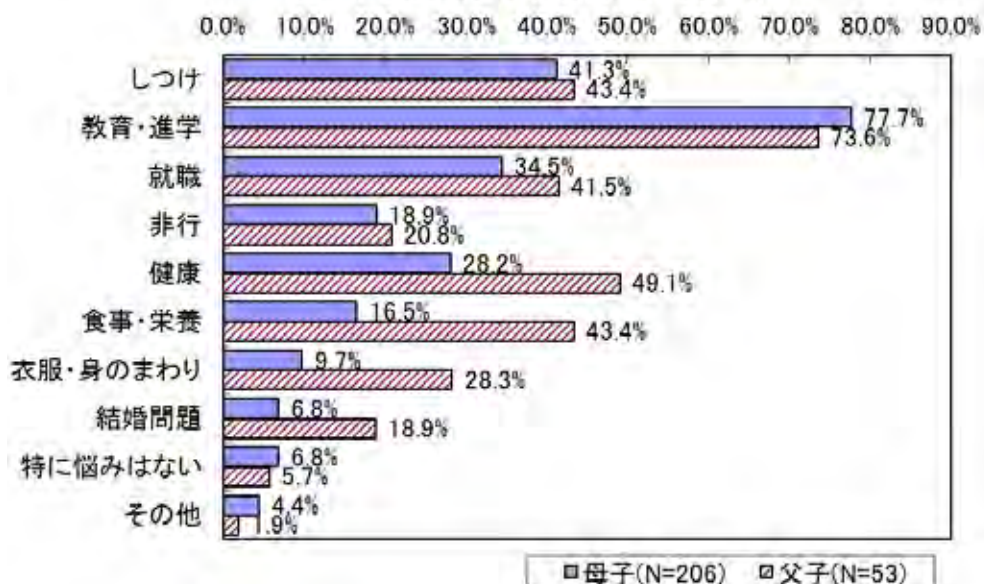


- 2 子どもに関する悩み（複数回答）

子どもに関する悩みは、母子家庭・父子家庭ともに「教育・進学」(77.7%、73.6%)が最も多くなっています。次いで、母子家庭では「しつけ」(41.3%)、「就職」(34.5%)、父子家庭では「健康」(49.1%)、「しつけ」・「食事・栄養」(ともに43.4%)となっています。

母子家庭・父子家庭のいずれも「教育・進学」に関する悩みを抱えている方が多くなっています。

図 子どもに関する悩み(平成24年)



【前回との比較】

今回母子家庭・父子家庭ともに、「教育・進学」、「就職」が増加しています。中でも、「就職」については、父子家庭では27.2ポイント増加しています。

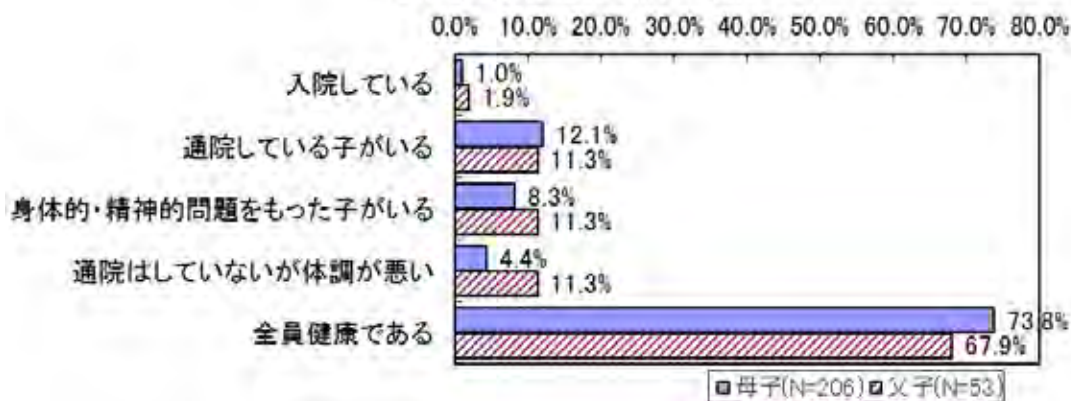
図 子どもに関する悩み(平成20年)



- 3 子どもの健康状態（複数回答）

子どもの健康状態は、母子家庭・父子家庭ともに「全員健康である」(73.8%、67.9%)が最も多くなっています。なお、「身体的・精神的問題をもった子がいる」は母子家庭の8.3%、父子家庭の11.3%となっています。

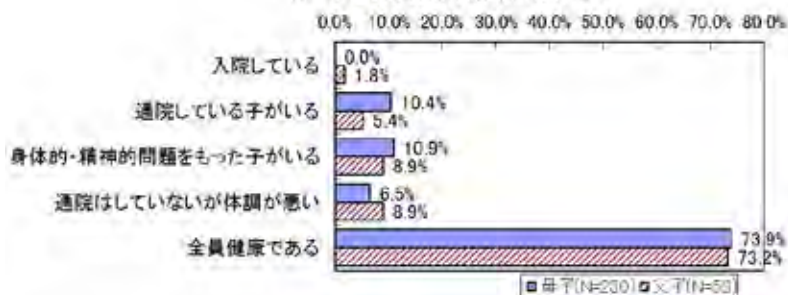
図 子どもの健康状態(平成24年)



【前回との比較】

今回母子家庭・父子家庭ともに、「通院している子がいる」の割合が増加しています。父子家庭では、「全員健康である」以外は増加しています。

図 子どもの健康状態(平成20年)

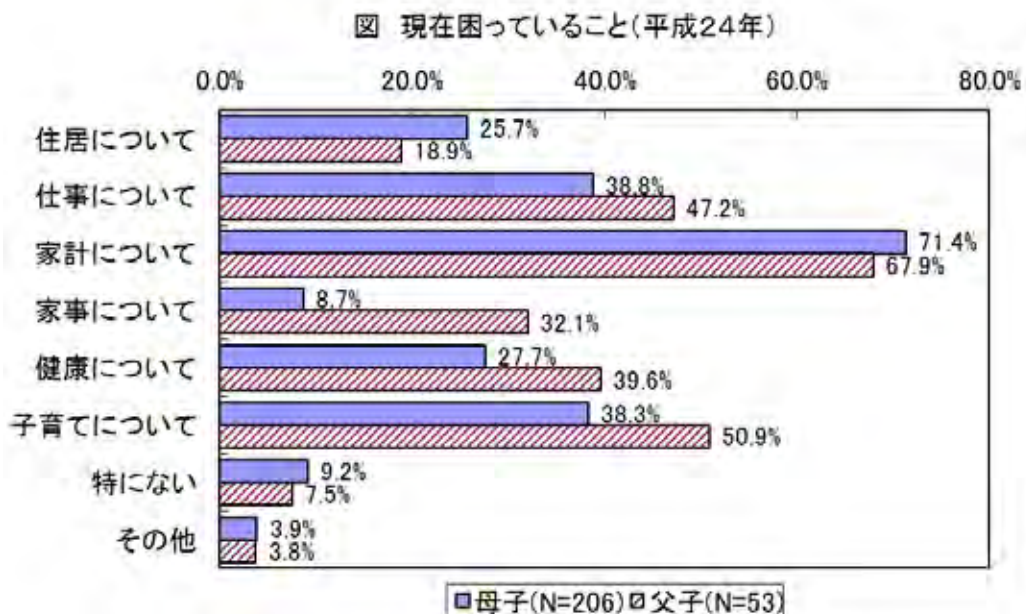




- 4 現在困っていること（複数回答）

現在困っていることは、母子家庭・父子家庭ともに「家計について」(71.4%、67.9%)が最も多く、次いで母子家庭では「仕事について」(38.8%)、父子家庭では「子育てについて」(50.9%)となっています。

なお、父子家庭では、「家事について」困っている方が32.1%と、母子家庭の8.7%に比べて多くなっています。



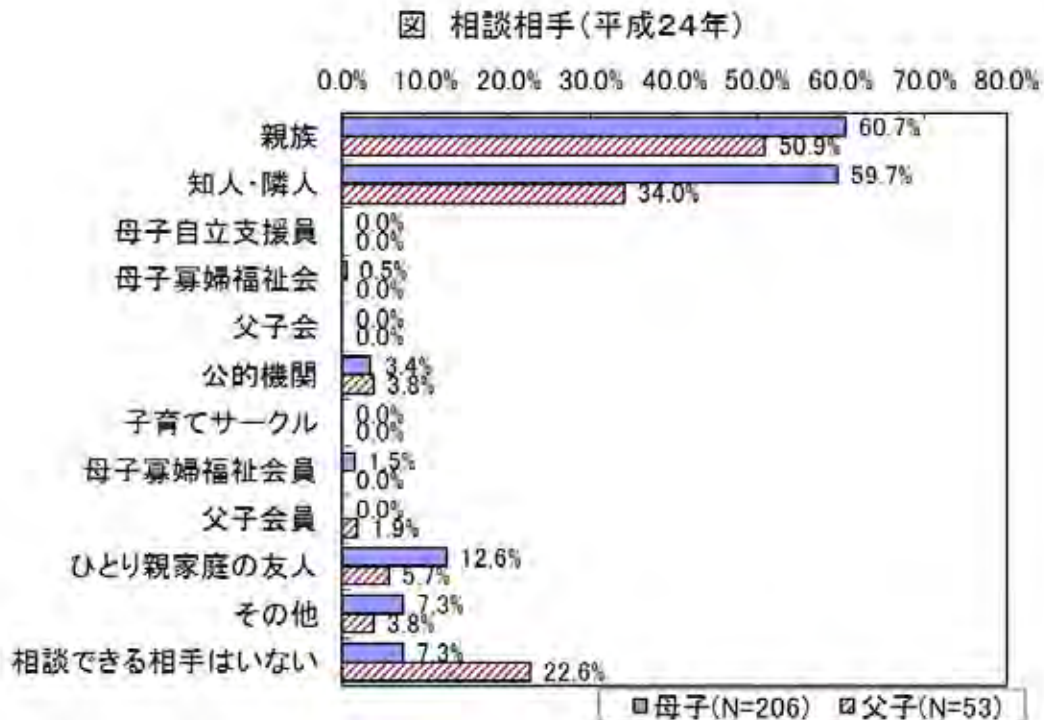
【前回との比較】

今回母子家庭では、「家計について」が最も増加(2.7ポイント)しています。父子家庭では「健康について」が最も増加(12.8ポイント)しています。



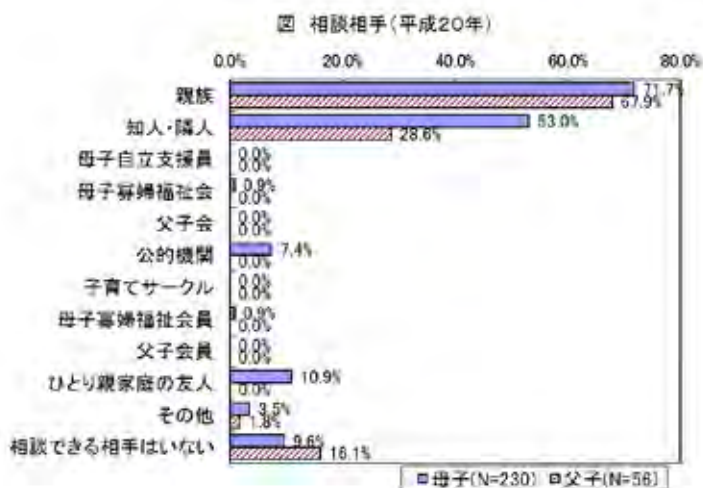
- 5 相談相手（複数回答）

相談相手は、母子家庭・父子家庭ともに「親族」（60.7%、50.9%）が最も多く、次いで「知人・隣人」（59.7%、34.0%）となっています。なお、「相談できる相手はいない」は父子家庭が22.6%で母子家庭の7.3%に比べて多くなっています。



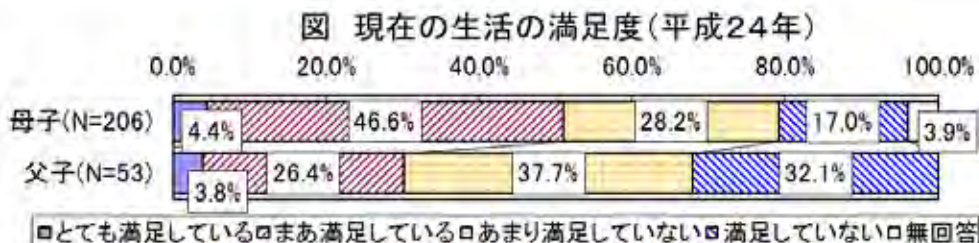
【前回との比較】

今回母子家庭・父子家庭ともに、「親族」が10ポイント以上減少しています。また、父子家庭では、「相談できる相手はいない」が6.5ポイント増加しています。



- 6 現在の生活の満足度

現在の生活の満足度は、満足している（「とても満足している」と「まあ満足している」の合計）は母子家庭が 51.0%、父子家庭が 30.2%で、満足していない（「あまり満足していない」と「満足していない」の合計）は母子家庭が 45.2%、父子家庭が 69.8%となっています。母子家庭では「満足している」が「満足していない」を上回り、父子家庭では「満足していない」が「満足している」を上回っています。



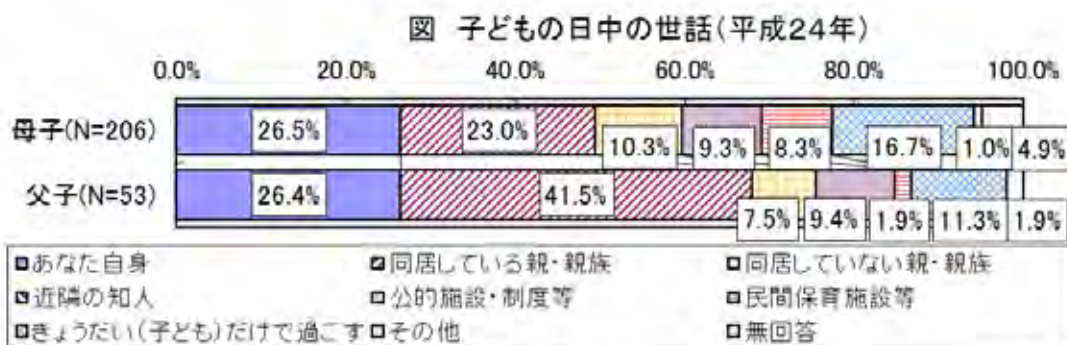
【前回との比較】

今回母子家庭では、満足しているが7.6ポイント増加しています。父子家庭では、「満足していない」が3.7ポイント増加しています。



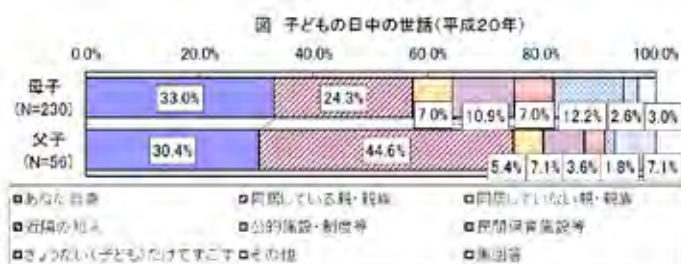
- 7 子どもの日中の世話

子どもの日中の世話は、母子家庭では「あなた自身」が26.5%で最も多く、次いで「同居している親・親族」(23.0%)、「きょうだい(子ども)だけで過ごす」(16.7%)となっています。父子家庭では「同居している親・親族」が41.5%で最も多く、次いで「あなた自身」(26.4%)となっています。



【前回との比較】

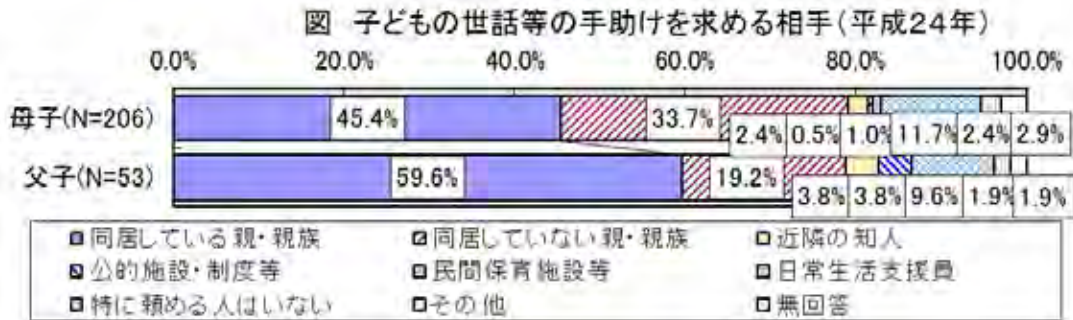
今回母子家庭・父子家庭ともに、「きょうだい(子ども)だけで過ごす」が最も増加し、それぞれ4.5ポイント・9.5ポイント増加しています。





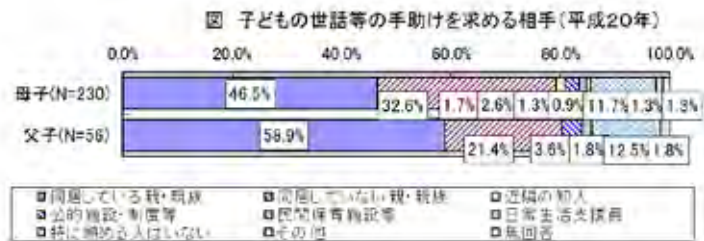
- 8 子どもの世話等の手助けを求める相手

子どもの世話等の手助けを求める相手は、母子家庭・父子家庭ともに「同居している親・親族」(45.4%、59.6%)が最も多く、次いで「同居していない親・親族」(33.7%、19.2%)となっています。母子家庭・父子家庭のいずれも約8割が「親族」を頼りにしている状況が伺えますが、「特に頼める人はいない」も1割程度あります。



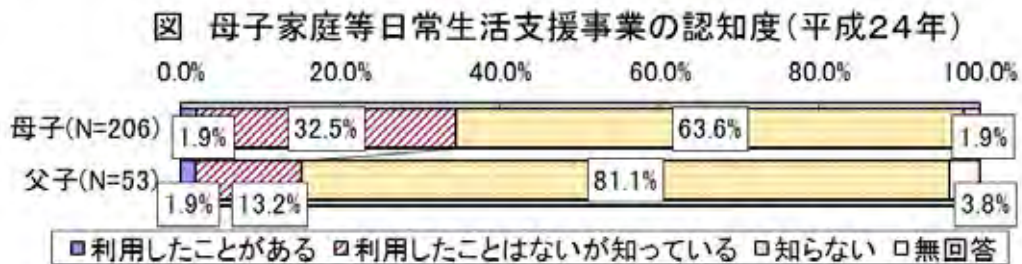
【前回との比較】

今回母子家庭・父子家庭ともに、前回とほぼ同じ傾向にあります。



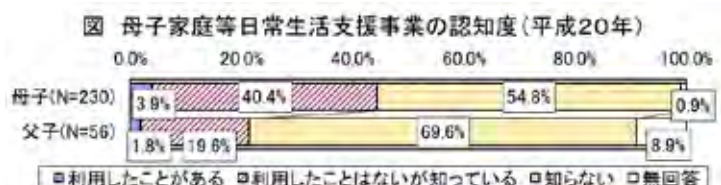
- 9 母子家庭等日常生活支援事業の認知度

母子家庭等日常生活支援事業の認知度は、母子家庭・父子家庭ともに「知らない」(63.6%、81.1%)が過半数以上を占めています。知っている(「利用したことがある」と「利用したことはないが知っている」の合計)は母子家庭が34.4%で、父子家庭の15.1%に比べて少なくなっています。



【前回との比較】

今回母子家庭・父子家庭ともに、「知らない」の割合が増加しています。



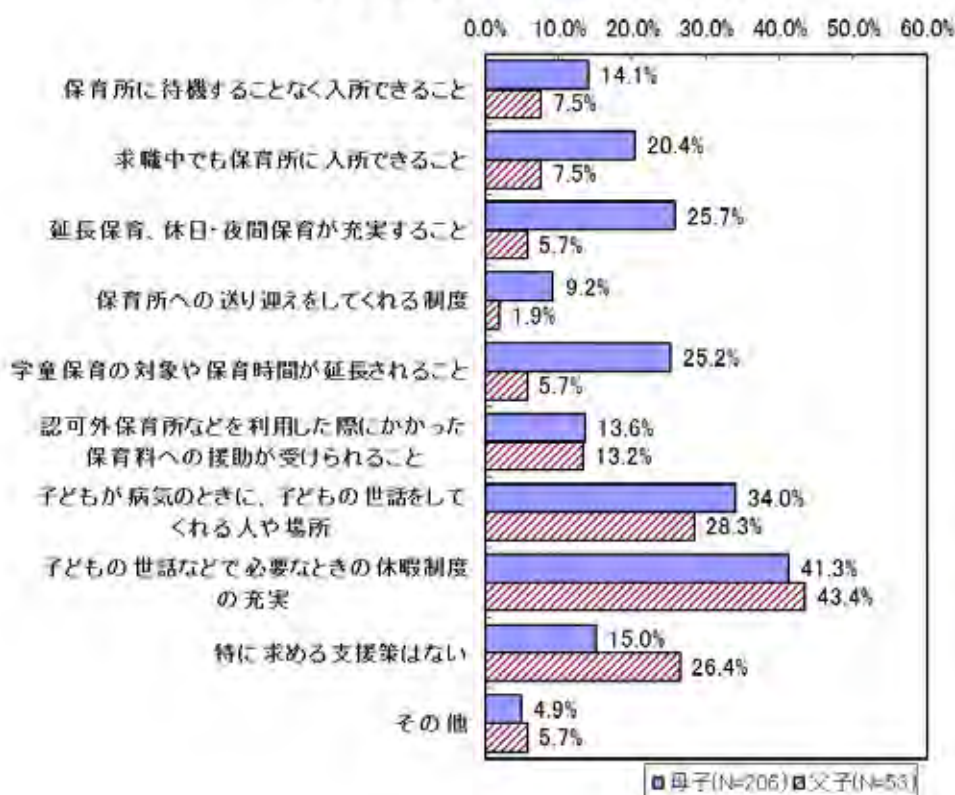


- 10 希望する子育て支援策（複数回答）

希望する子育て支援策は、母子家庭・父子家庭ともに「子どもの世話などで必要なときの休暇制度の充実」(41.3%、43.4%)が最も多く、次いで「子どもが病気の際に、子どもの世話をしてくれる人や場所」(34.0%、28.3%)となっています。母子家庭・父子家庭のいずれも病気などの緊急時に子どもの世話をしてくれる人や場所、制度に対する希望が多くなっています。

母子家庭が父子家庭よりも多く、特に差が大きいものは「延長保育、休日・夜間保育が充実すること」(20.0ポイント差)、「学童保育の対象や保育時間が延長されること」(19.5ポイント差)、「求職中でも保育所に入所できること」(12.9ポイント差)などとなっています。

図 希望する子育て支援策(平成24年)



【前回との比較】

今回母子家庭では、「求職中でも保育所に入所できること」が最も増加(5.6ポイント)しています。父子家庭では、「子どもの世話などで必要な時の休暇制度の充実」が最も増加(11.3ポイント)しています。

図 希望する子育て支援策(平成20年)



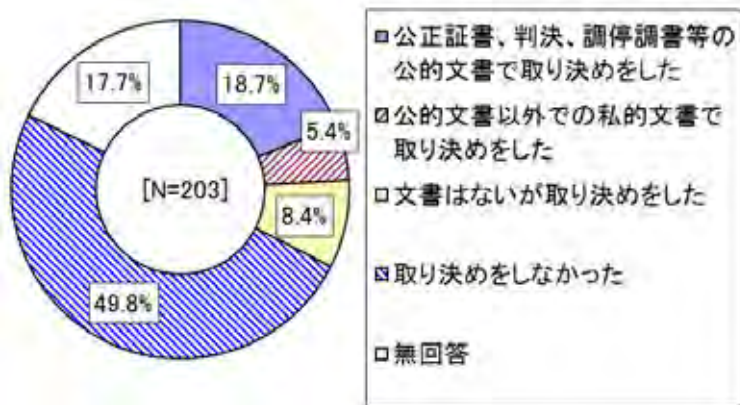
養育費の状況について

- 1 養育費の取り決め状況

～「取り決めをしなかった」は母子家庭の5割～

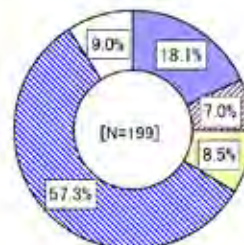
ひとり親になった理由が「死別」でない母子家庭の方のうち、養育費の取り決め状況は、「取り決めをしなかった」が49.8%で最も多く、次いで「公正証書、判決、調停調書等の公的文書で取り決めをした」(18.7%)となっています。何らかの取り決めをした方(「公正証書、判決、調停調書等の公的文書で取り決めをした」、「公的文書以外の私的文書で取り決めをした」、「文書はないが取り決めをした」の合計)は32.5%となっています。

図 養育費の取り決め状況(平成24年)



【前回との比較】

図 養育費の取り決め状況(平成20年)

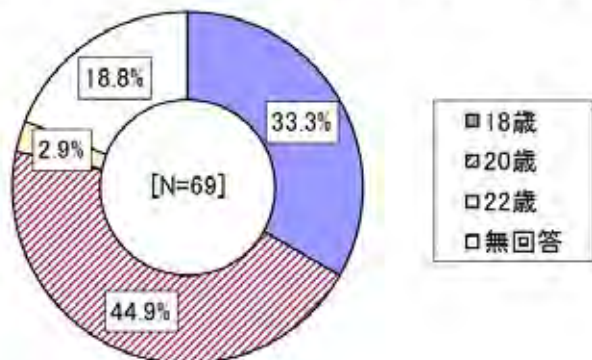


前回とほぼ同じ傾向にあります。

- 2 規定した養育費の支払い期間

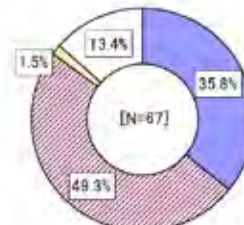
養育費について何らかの取り決めをした方のうち、規定した養育費の支払い期間は、「子どもが20歳になるまで」が44.9%で最も多く、次いで「子どもが18歳になるまで」(33.3%)となっています。

図 規定した養育費の支払い期間(平成24年)



【前回との比較】

図 規定した養育費の支払い期間(平成20年)

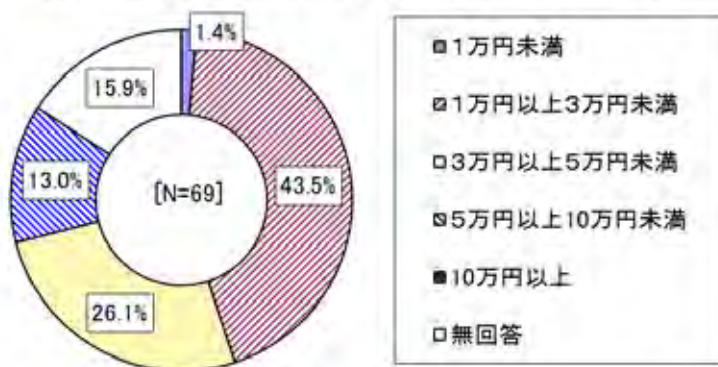


前回とほぼ同じ傾向にあります。

- 3 子どもひとり当たりの養育費の月額

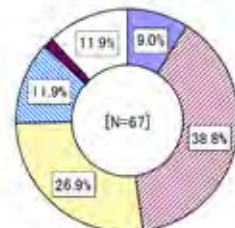
養育費について何らかの取り決めをした方のうち、子どもひとり当たりの養育費の月額は、「1万円以上3万円未満」が43.5%で最も多く、次いで「3万円以上5万円未満」(26.1%)、「5万円以上10万円未満」(13.0%)となっています。

図 子どもひとり当たりの養育費の月額(平成24年)



【前回との比較】

図 子どもひとり当たりの養育費の月額(平成20年)

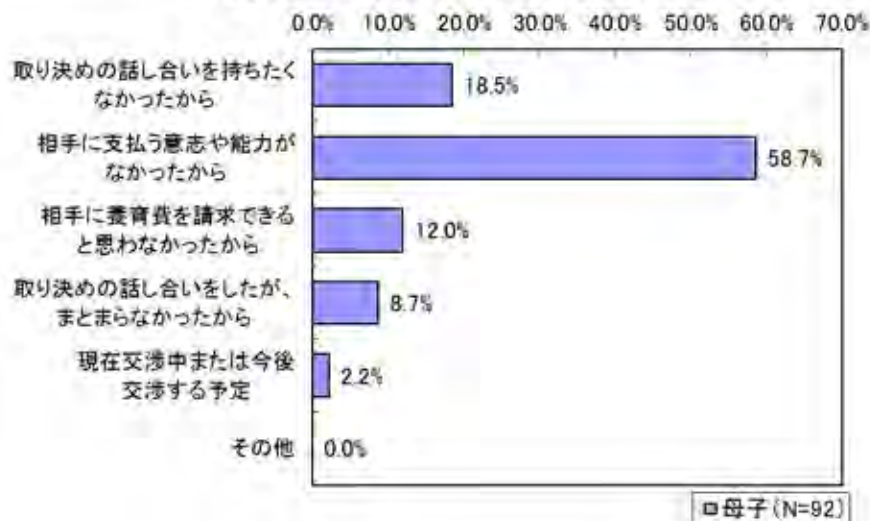


今回、「1万円以上3万円未満」の割合が4.7ポイント増加し、「1万円未満」が7.6ポイント減少しています。

- 4 養育費の取り決めをしなかった理由

養育費の取り決めをしなかった方のうち、取り決めをしなかった理由は、「相手に支払う意志や能力がなかったから」が58.7%で最も多く、次いで「取り決めの話し合いを持ちたくなかったから」(18.5%)となっています。

図 養育費の取り決めをしなかった理由(平成24年)



【前回との比較】

前回とほぼ同じ傾向にあります。

図 養育費の取り決めをしなかった理由(平成20年)

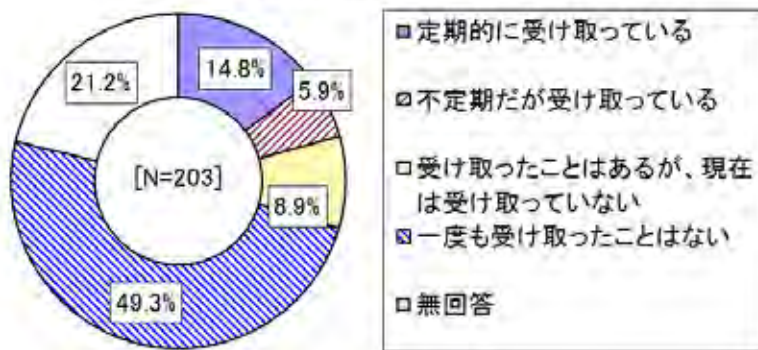




- 5 養育費の受給状況

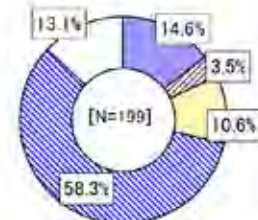
ひとり親になった理由が「死別」でない母子家庭の方のうち、養育費の受給状況は、「一度も受け取ったことはない」が49.3%で最も多く、次いで「定期的に受け取っている」(14.8%)、「受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」(8.9%)となっています。

図 養育費の受給状況(平成24年)



【前回との比較】

図 養育費の受給状況(平成20年)

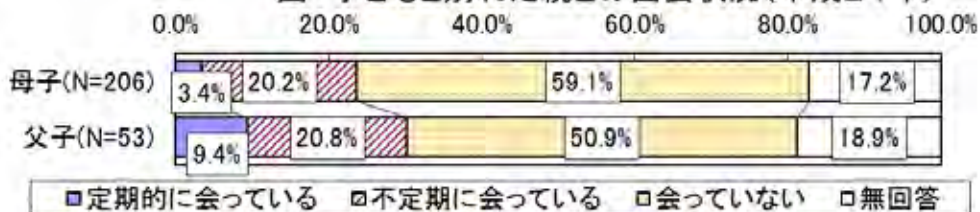


今回「一度も受け取ったことはない」の割合が9.0ポイント減少しています。

- 6 子どもと別れた親との面会状況

ひとり親になった理由が「死別」以外の方のうち、子どもと別れた親との面会状況は、母子家庭・父子家庭ともに「会っていない」(59.1%、50.9%)が最も多く、次いで「不定期に会っている」(20.2%、20.8%)となっています。

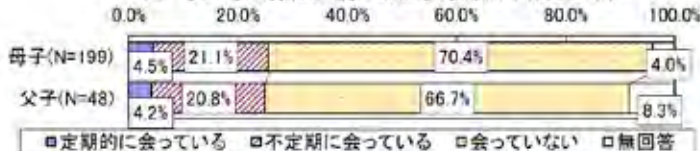
図 子どもと別れた親との面会状況(平成24年)



【前回との比較】

今回母子家庭・父子家庭ともに、「会っていない」の割合が10ポイント以上減少しています。また、父子家庭では、「定期的に会っている」が5.2ポイント増加しています。

図 子どもと別れた親との面会状況(平成20年)

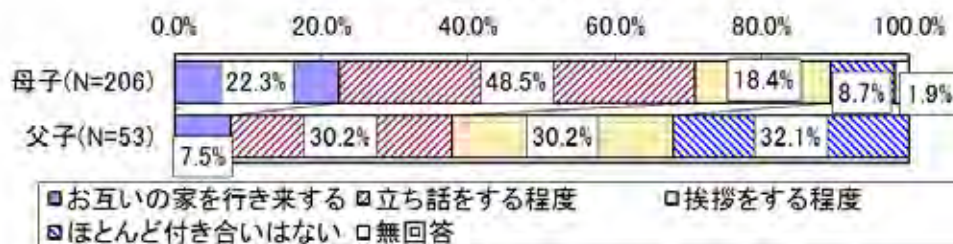


地域生活の状況について

- 1 近隣との交流

近隣との交流は、母子家庭では「立ち話をする程度」が48.5%で最も多く、次いで「お互いの家を行き来する」(22.3%)となっています。父子家庭では「ほとんど付き合いはない」が32.1%で最も多く、次いで「立ち話をする程度」と「挨拶をする程度」がともに30.2%となっています。「お互いの家を行き来する」は母子家庭(22.3%)が父子家庭(7.5%)の約3倍であり、母子家庭の方が近隣との親しい交流があるという傾向がみられます。

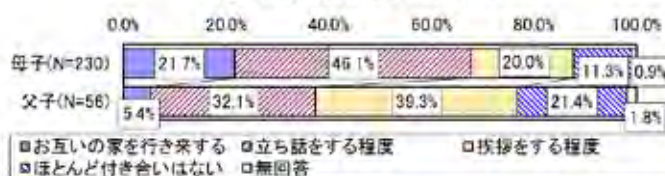
図 近隣との交流(平成24年)



【前回との比較】

今回「ほとんど付き合いはない」の割合が、母子家庭では2.7ポイント減少していますが、父子家庭では10.7ポイント増加しています。

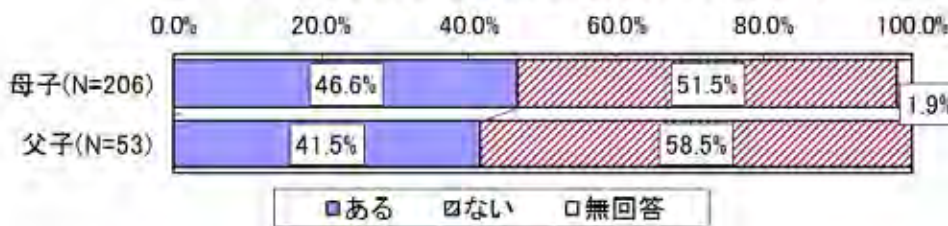
図 近隣との交流(平成20年)



- 2 社会的な偏見を感じた経験

社会的な偏見を感じた経験は、母子家庭では「ない」(51.5%)が「ある」(46.6%)を4.9ポイント、父子家庭では「ない」(58.5%)が「ある」(41.5%)を17.0ポイントとともに「ない」が上回っています。

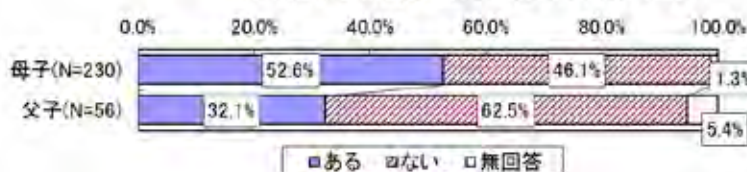
図 社会的な偏見を感じた経験(平成24年)



【前回との比較】

今回母子家庭では、「ある」の割合が6.0ポイント減少していますが、父子家庭では、「ある」の割合が9.4ポイント増加しています。

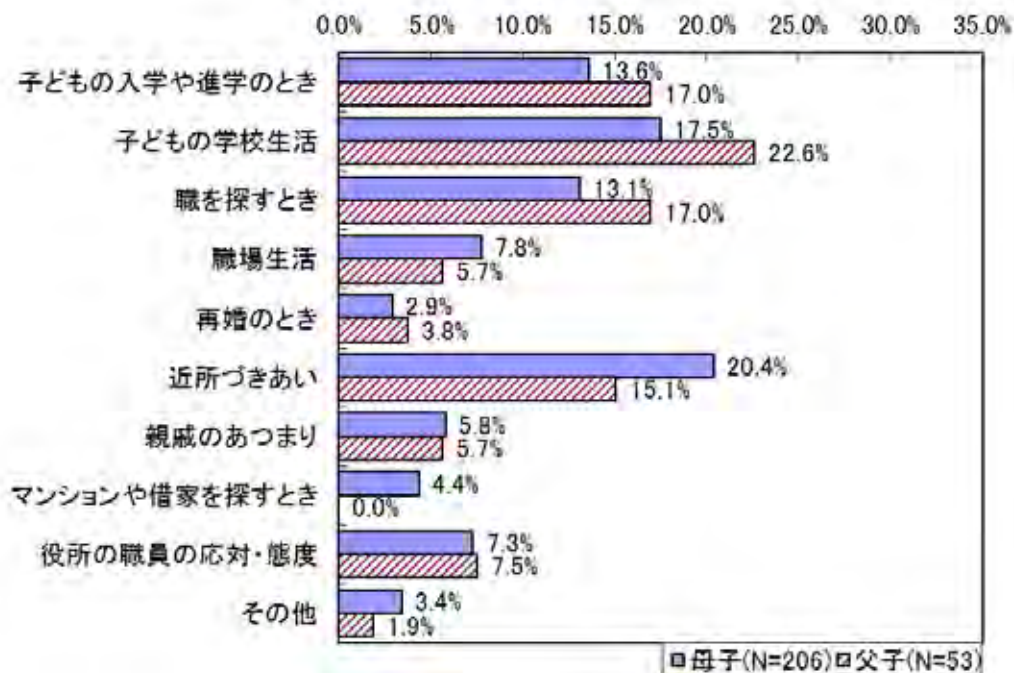
図 社会的な偏見を感じた経験(平成20年)



- 3 社会的な偏見を感じる時（複数回答）

社会的な偏見を感じる時は、母子家庭では「近所づきあい」が20.4%で最も多く、次いで「子どもの学校生活」(17.5%)となっています。父子家庭では、「子どもの学校生活」が22.6%で最も多く、次いで「子どもの入学や進学するとき」と「職を探すとき」(ともに17.0%)となっています。

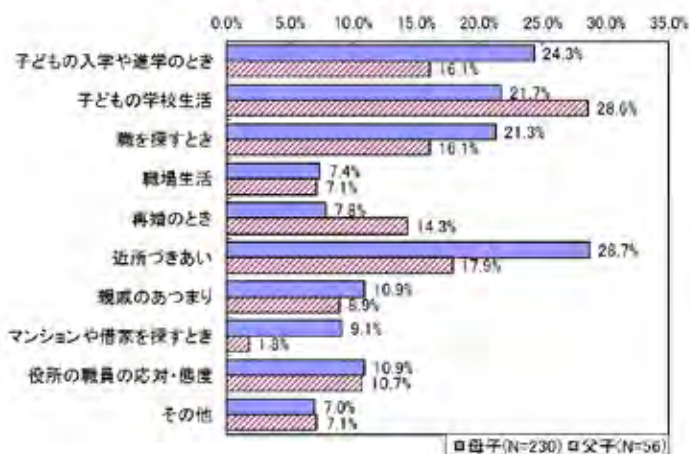
図 社会的な偏見を感じたとき(平成24年)



【前回との比較】

今回母子家庭・父子家庭ともに、各項目において減少傾向にあります。最も減少の多かった項目は、母子家庭では「子どもの入学や進学するとき」(10.7ポイント)、父子家庭では「再婚のとき」(10.5ポイント)となっています。

図 社会的な偏見を感じたとき(平成20年)

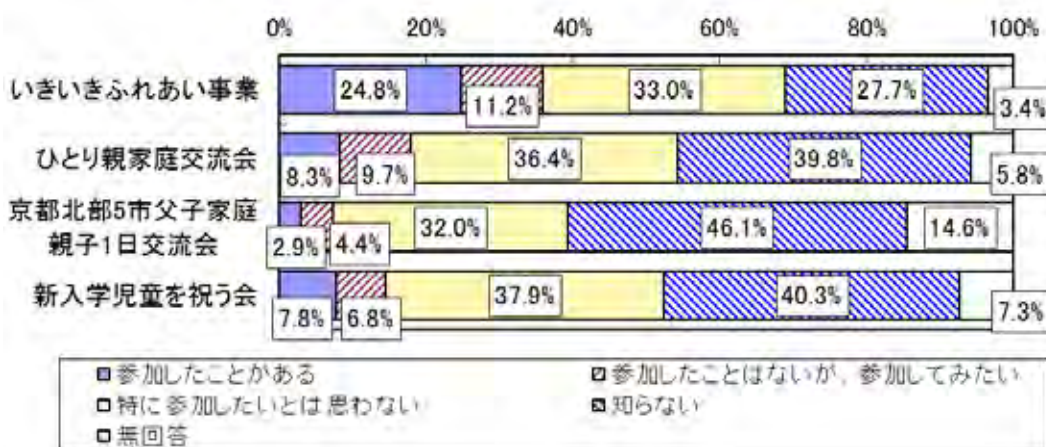




- 4 ひとり親家庭を対象にした行事への参加

ひとり親家庭を対象にした行事への参加は、「参加したことがある」が最も多いのは母子家庭・父子家庭ともに「いきいきふれあい事業」(24.8%、20.8%)で、次いで母子家庭では「ひとり親家庭交流会」(8.3%)、父子家庭では「京都北部5市父子家庭親子1日交流会」(11.3%)となっています。「参加したことはないが、参加してみたい」を見ると、母子家庭では「いきいきふれあい事業」が11.2%で最も多く、次いで「ひとり親家庭交流会」(9.7%)となっており、父子家庭では「いきいきふれあい事業」と「ひとり親家庭交流会」、「京都北部父子家庭交流会」がそれぞれ5.7%となっています。

図 ひとり親家庭を対象とした行事への参加(母子家庭)(平成24年)



【前回との比較】

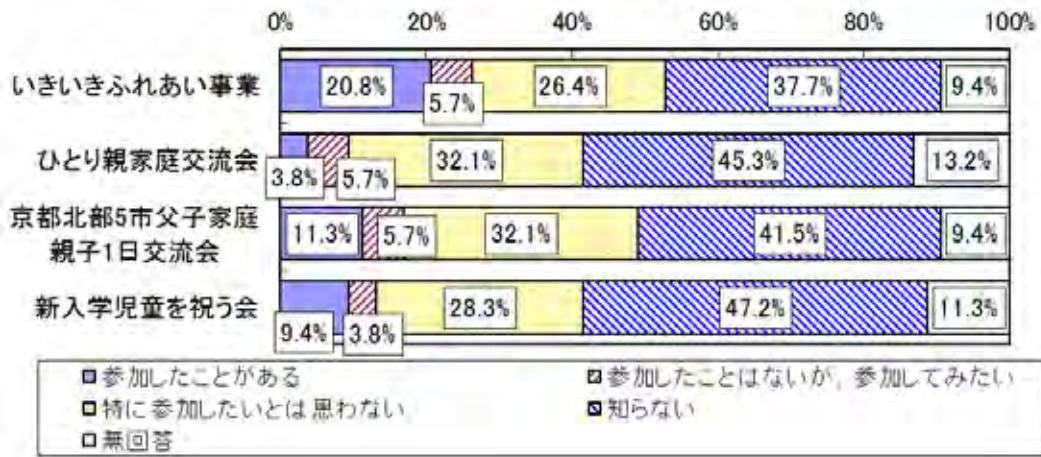
今回「ひとり親家庭交流会」・「新入学児童を祝う会」において、「参加したことがある」の割合が、それぞれ8.7ポイント・5.7ポイント減少しています。

図 ひとり親家庭を対象とした行事への参加(母子家庭)(平成20年)



- いきいきふれあい事業(主催:京丹後市母子寡婦福祉会)
- 市内母子・父子家庭を対象にした日帰り旅行
- ひとり親家庭交流会(主催:京丹後市婦人連合会、京丹後市母子寡婦福祉会)
- 市内母子・父子家庭を対象にしたレクリエーション事業
- 京都北部5市父子家庭親子1日交流会(主催:京都北部5市父会)
- 市内父子家庭を対象にした日帰り旅行
- 新入学児童を祝う会(主催:京都府)

図 ひとり親家庭を対象とした行事への参加(父子家庭) (平成24年)



【前回との比較】

今回「いきいきふれあい事業」において、「参加したことがある」の割合が4.7ポイント増加しています。「ひとり親交流会」と「京都北部5市父子家庭親子1日交流会」については、「知らない」の割合が増加しています。

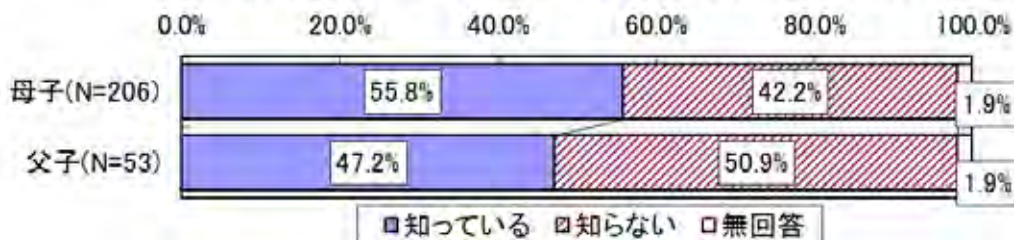
図 ひとり親家庭を対象とした行事への参加(父子家庭) (平成20年)



- 5 母子寡婦福祉会・父子会の認知度

母子寡婦福祉会・父子会の認知度は、母子家庭では「知っている」(55.8%)が「知らない」(42.2%)を上回っていますが、父子家庭では「知らない」(50.9%)が「知っている」(47.2%)を上回っています。

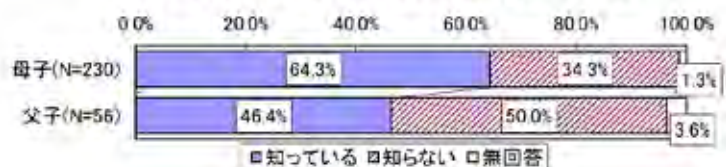
図 母子寡婦福祉会・父子会の認知度(平成24年)



【前回との比較】

今回母子家庭では、「知っている」が8.5ポイント減少しています。父子家庭では、前回とほぼ同じ傾向にあります。

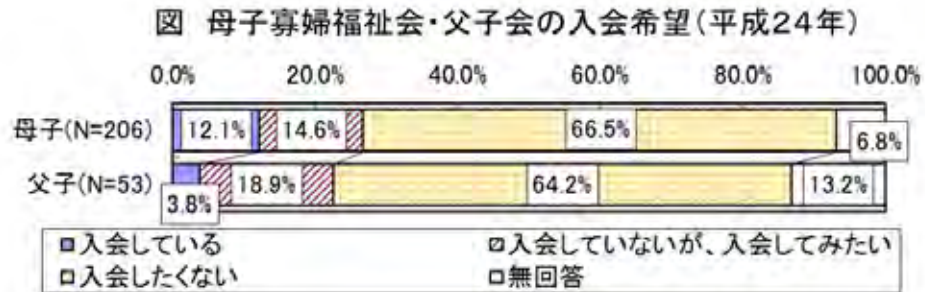
図 母子寡婦福祉会・父子会の認知度(平成20年)





- 6 母子寡婦福祉会・父子会の入会希望

母子寡婦福祉会・父子会の入会希望は、母子家庭・父子家庭ともに「入会したくない」（66.5%、64.2%）が6割以上となっています。「入会している」は母子家庭が12.1%で、父子家庭の3.8%に比べて多くなっています。「入会していないが、入会してみたい」をみると父子家庭が18.9%で母子家庭の14.6%に比べて多くなっています。



【前回との比較】

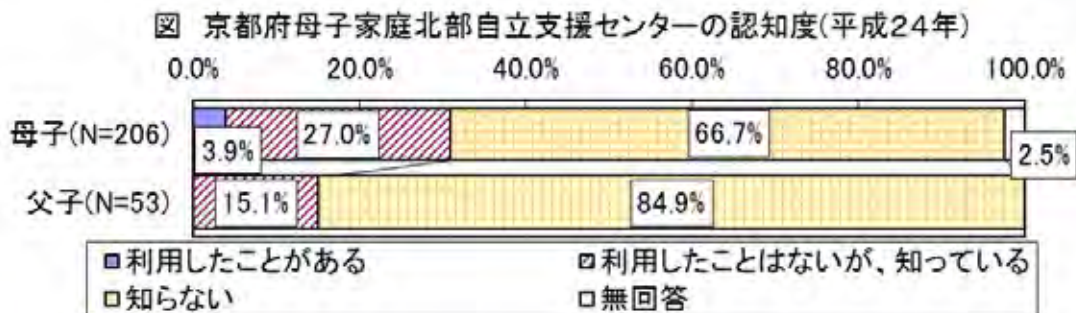
今回母子家庭・父子家庭ともに、「入会している」の割合が減少しています。



施策の評価について

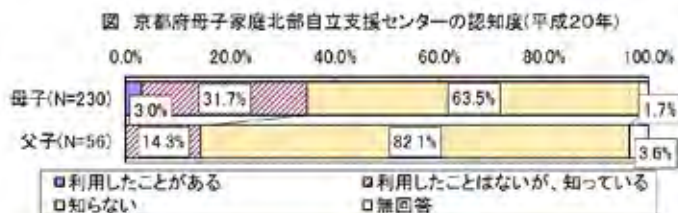
- 1 京都府母子家庭等北部自立支援センターの認知度

京都府母子家庭等北部自立支援センターの認知度は、母子家庭・父子家庭ともに「知らない」(66.7%、84.9%)が最も多くなっています。「利用したことがある」と「利用したことはないが、知っている」の合計は母子家庭で30.9%、父子家庭で15.1%となっており、母子家庭の方が認知度は高くなっています。



【前回との比較】

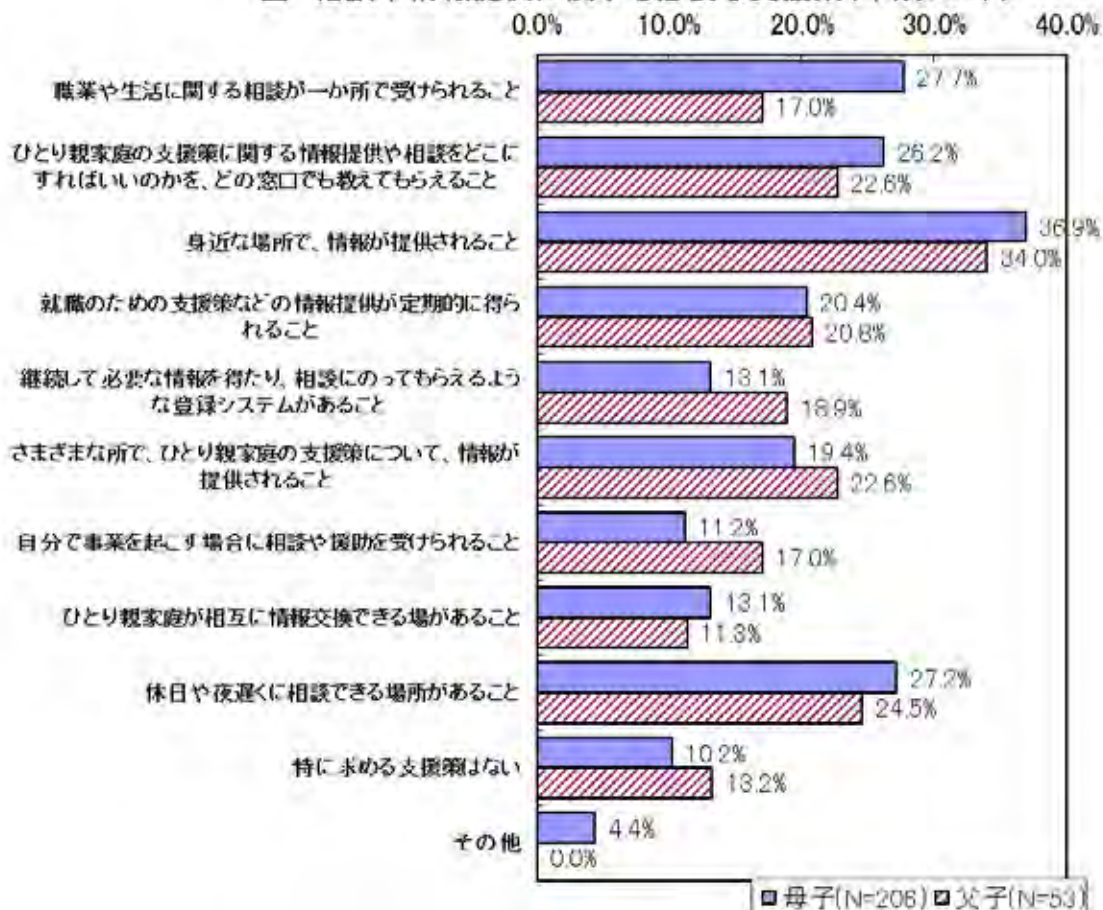
今回母子家庭・父子家庭ともに、前回とほぼ同じ傾向にあります。



- 2 相談や情報提供に関する必要な支援策（複数回答）

相談や情報提供に関する必要な支援策は、母子家庭・父子家庭ともに「身近な場所で、職業情報が提供されること」(36.9%、34.0%)が最も多く、次いで母子家庭では「職業や生活に関する相談が一か所で受けられること」(27.7%)が最も多く、次いで母子家庭では「職業や生活に関する相談が一か所で受けられること」(27.7%)が、父子家庭では「休日や夜遅くに相談できる場所があること」(24.5%)となっています。

図 相談や情報提供に関する必要な支援策(平成24年)



【前回との比較】

今回母子家庭では、「自分で事業を起こす場合に相談や援助を受けられること」が最も増加(5.1ポイント)しています。父子家庭では「身近な場所で、情報提供されること」が最も増加(5.4ポイント)しています。「自分で事業を起こす場合に相談や援助を受けられること」と「休日や夜遅くに相談できる場所があること」は母子家庭・父子家庭ともに前回よりも増加しています。

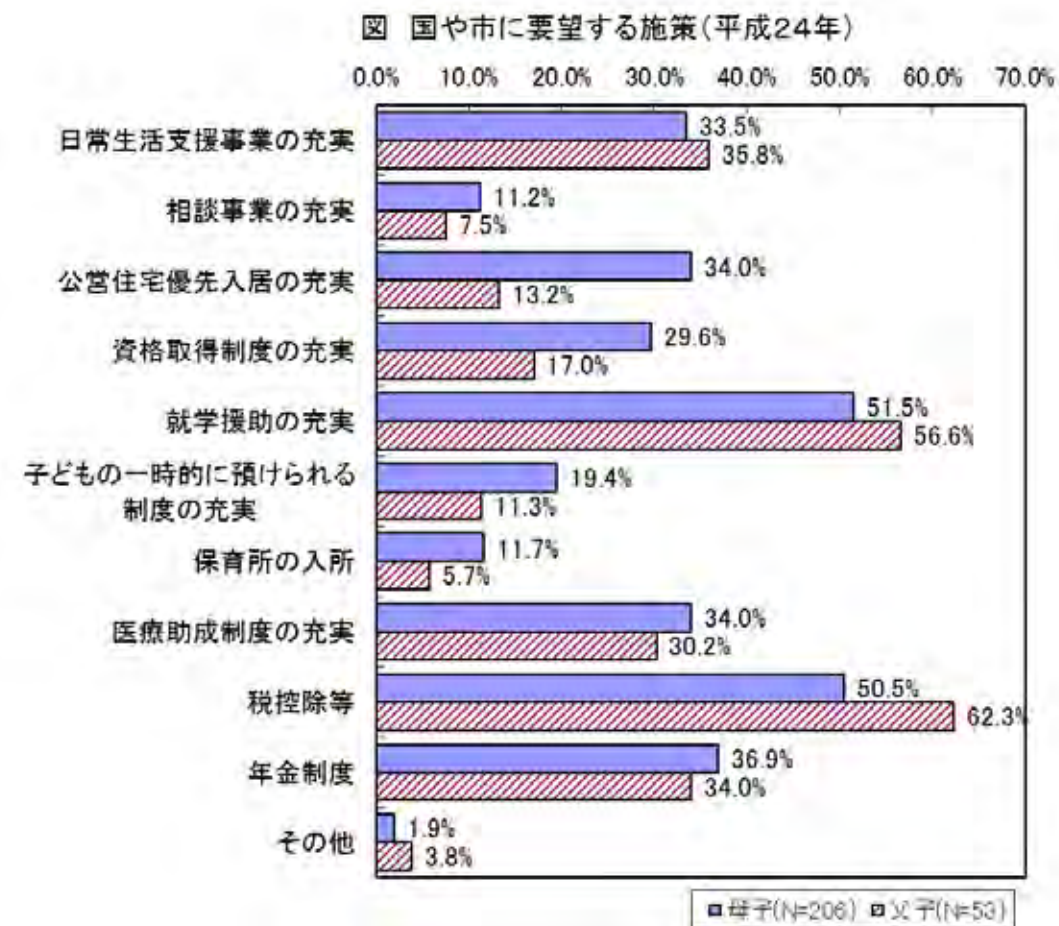
図 相談や情報提供に関する必要な支援策(平成20年)





- 3 国や市に要望する施策（複数回答）

国や市に要望する施策は、母子家庭では「就学援助の充実」が51.5%で最も多く、次いで「税控除等」(50.5%)、「年金制度」(36.9%)となっています。父子家庭では「税控除等」が62.3%で最も多く、次いで「就学援助の充実」(56.6%)、「日常生活支援事業の充実」(35.8%)となっています。



【前回との比較】

今回母子家庭・父子家庭ともに、「税控除等」が最も増加し、それぞれ8.3ポイント、15.9ポイント増加しています。また、父子家庭では、「就学支援の充実」について10ポイント以上増加しています。





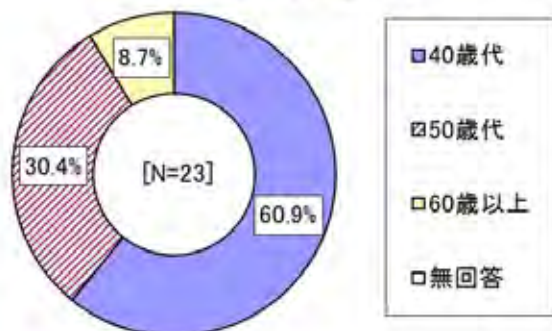
## (2) 寡婦用調査

お子さんご家族の状況について

### - 1 年齢

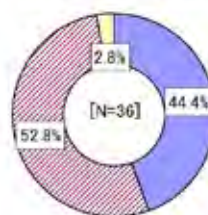
年齢は、「40歳代」が60.9%で最も多く、次いで「50歳代」(30.4%)、「60歳以上」(8.7%)となっています。

図 年齢(平成24年)



### 【前回との比較】

図 年齢(平成20年)

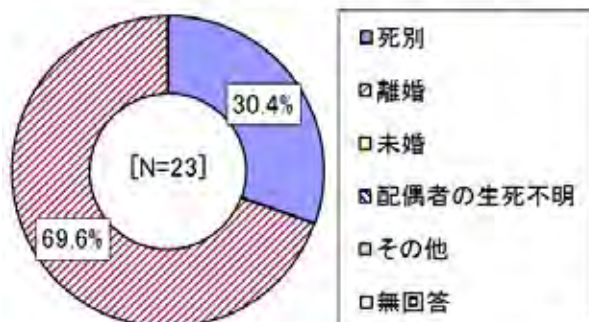


今回、「40歳代」の割合が16.5ポイント増加し、「50歳代」の割合は22.4ポイント減少しています。

### - 2 母子家庭になった理由

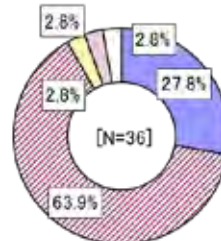
母子家庭になった理由は、「離婚」が69.6%で最も多く、次いで「死別」(30.4%)となっています。

図 母子家庭になった理由(平成24年)



### 【前回との比較】

図 母子家庭になった理由(平成20年)

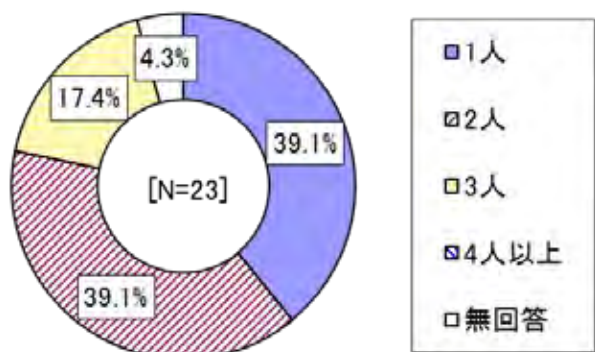


今回、「未婚」、「配偶者の生死不明」の割合が減少し、「死別」、「離婚」のみとなっています。

### - 3 扶養していた子どもの人数

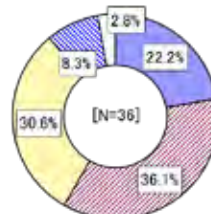
扶養していた子どもの人数は、「1人」と「2人」がともに39.1%で最も多く、次いで「3人」(17.4%)となっています。

図 扶養していた子どもの人数(平成24年)



### 【前回との比較】

図 扶養していた子どもの人数(平成20年)



今回、「1人」の割合が16.9ポイント増加しています。また、「3人」、「4人以上」の割合は減少しています。

- 4 同居家族（複数回答）

現在の同居家族は、「あなたの親・祖父母」が47.8%で最も多く、次いで「子ども」(39.1%)、「同居者なし」(30.4%)となっています。



【前回との比較】

今回、「子ども」の割合は27.6ポイント減少し、「あなたの親・祖父母」が28.4ポイント増加し、最も多くなっています。

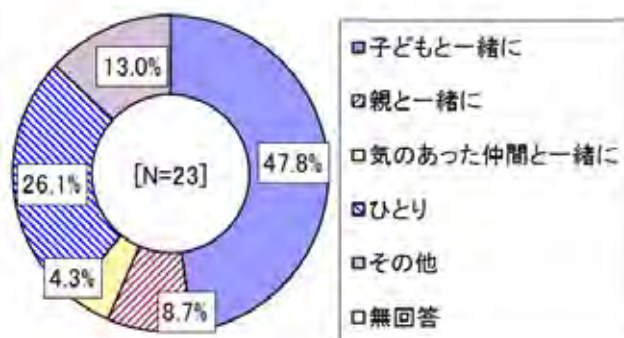
また、「あなたの兄弟姉妹」、「前の配偶者の親・祖父母」の割合は減少しています。



- 5 希望同居形態

希望同居形態は、「子どもと一緒に」が47.8%で最も多く、次いで「ひとりで」(26.1%)となっています。

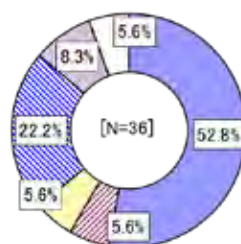
図 希望同居形態(平成24年)



【前回との比較】

今回、「子どもと一緒に」の割合は52.8%で、前回(平成20年)の66.7%から13.9ポイント減少しています。一方、「ひとりで」は26.1%で、前回(平成20年)の22.2%から3.9ポイント増加しています。

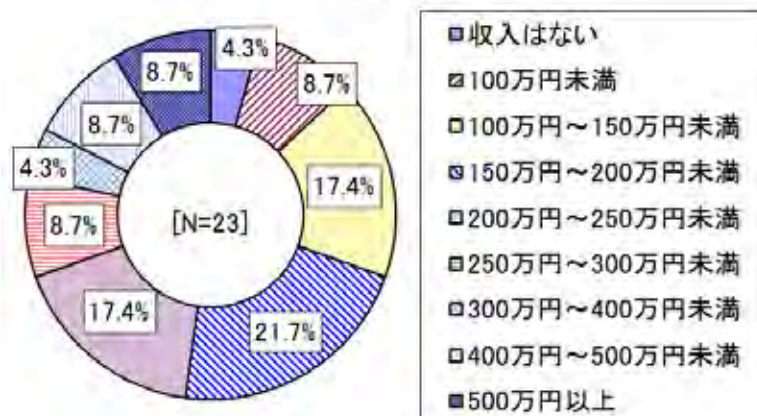
図 希望同居形態(平成20年)



- 6 年間総収入

年間総収入は、「150～200万円未満」が21.7%で最も多く、次いで「100～150万円未満」と「200～250万円未満」(ともに17.4%)となっています。

図 年間総収入(平成24年)

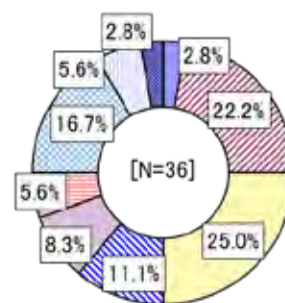


【前回との比較】

今回、「100万円未満」、「100万円～150万円未満」の割合は、それぞれ13.5ポイント、7.6ポイント減少しています。「150万円～200万円未満」、「200万円～250万円未満」の割合は、それぞれ10.6ポイント、9.1ポイント増加しています。

また、200万円未満の割合は、前回より9.0ポイント減少しています。

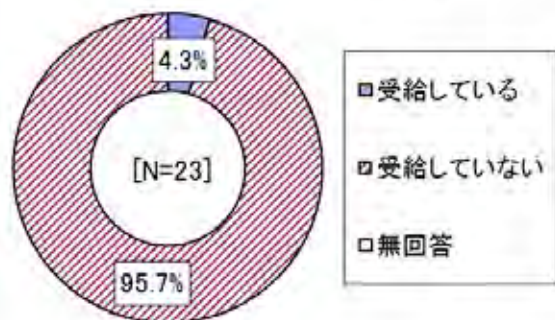
図 年間総収入(平成20年)



- 7 生活保護の受給

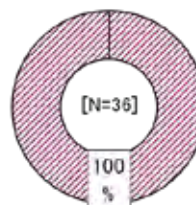
生活保護の受給は、4.3%の方が「受給している」と回答しています。

図 生活保護(平成24年)



【前回との比較】

図 生活保護(平成20年)



今回、「受給している」の割合が4.3ポイント増加しています。

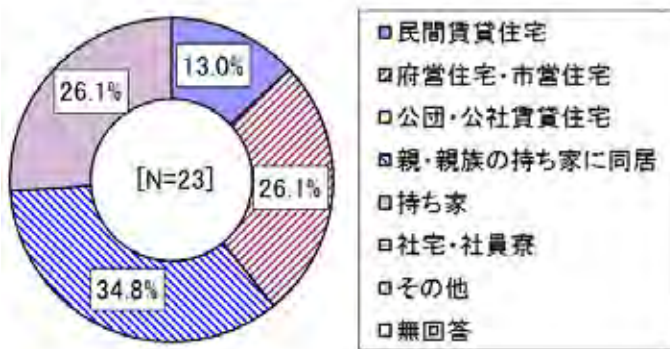


住居の状況について

- 1 住居の所有関係

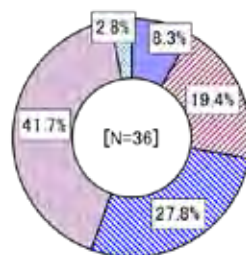
住居の所有関係は、「親・親族の持ち家に同居」が 34.8%で最も多く、次いで「府営住宅・市営住宅」と「持ち家」(ともに 26.1%)となっています。賃貸住宅(「民間賃貸住宅」、「府営住宅・市営住宅」、「公団・公社賃貸住宅」の合計)は 39.1%となっています。

図 住居の所有関係(平成24年)



【前回との比較】

図 住居の所有関係(平成20年)



今回、「持ち家」の割合が 15.6 ポイント減少し、賃貸住宅の割合が 11.4 ポイント増加しています。

- 2 1か月の家賃

住居の所有関係が賃貸住宅の方のうち、1か月の家賃は「1万円～3万円未満」が 66.7%で最も多く、次いで「3万円～5万円未満」(22.2%)となっています。

図 1ヶ月の家賃

	回答数	構成比
1万円未満	0	0.0%
1万円～3万円未満	6	66.7%
3万円～5万円未満	2	22.2%
5万円～7万円未満	1	11.1%
7万円以上	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	9	100.0%

【前回との比較】

今回、「1万円未満」の割合は 30 ポイント減少し、「1万円～3万円未満」は 36.7 ポイント増加しています。

図 1ヶ月の家賃

	回答数	構成比
1万円未満	3	30.0%
1万円～3万円未満	3	30.0%
3万円～5万円未満	2	20.0%
5万円～7万円未満	2	20.0%
7万円以上	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	10	100.0%

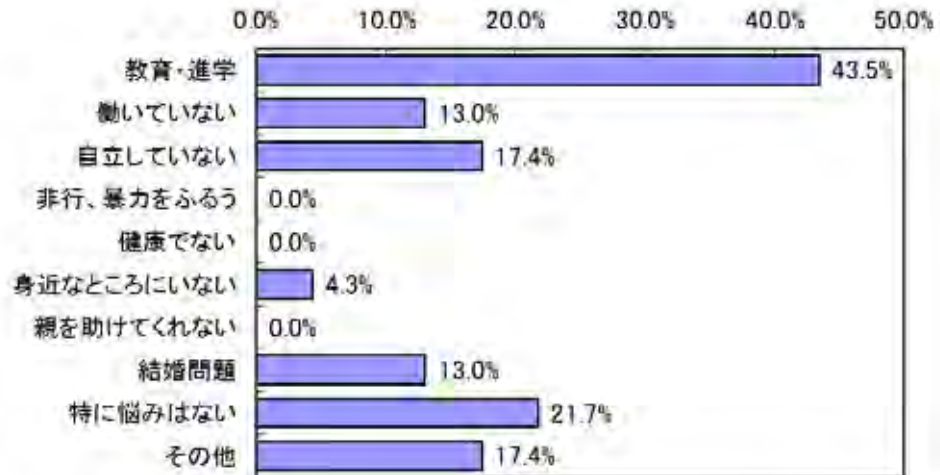


生活の状況について

- 1 子どもに関する悩み（複数回答）

子どもに関する悩みは、「特に悩みはない」と「その他」を除いて、「教育・進学」が43.5%で最も多く、次いで「自立していない」(17.4%)となっています。なお、「特に悩みはない」は21.7%となっています。

図 子どもに関する悩み(平成24年)

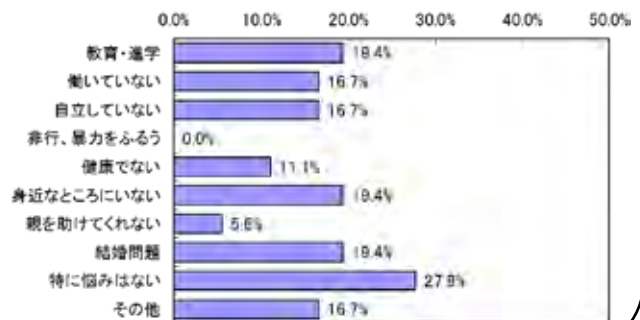


【前回との比較】

今回、「教育・進学」は24.1ポイント増加しています。

また、「特に悩みはない」は、6.1ポイント減少しています。

図 子どもに関する悩み(平成20年)



- 2 現在困っていること（複数回答）

現在困っていることは、「家計について」が73.9%で最も多く、次いで「子育てについて」(39.1%)、「住居について」と「仕事について」(ともに21.7%)になっています。

図 現在困っていること(平成24年)

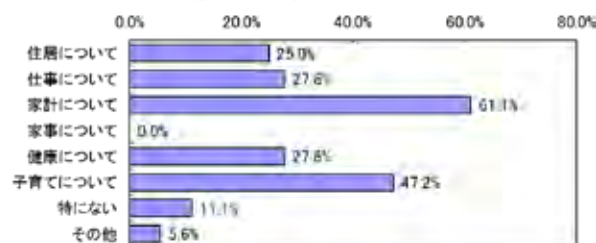


【前回との比較】

今回、「家計について」の割合が12.8ポイント増加しています。

また、「子育てについて」は、8.1ポイント減少しています。

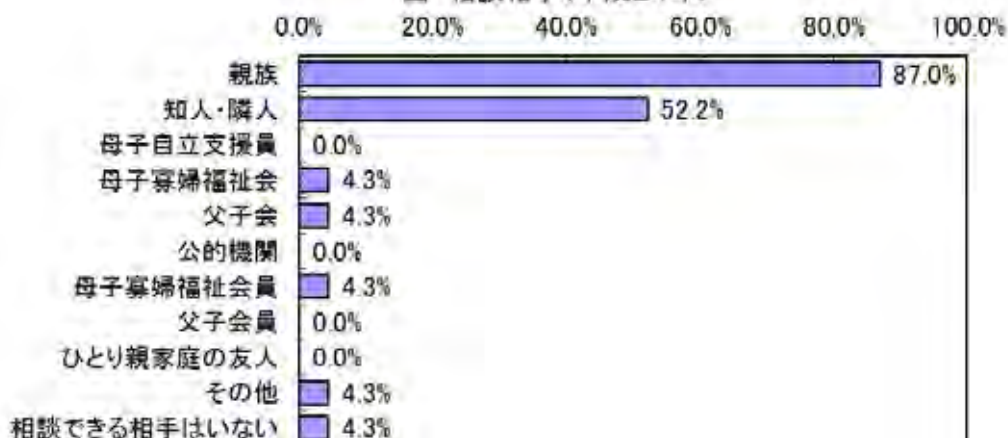
図 現在困っていること(平成20年)



- 3 相談相手（複数回答）

相談相手は、「親族」が87.0%で最も多く、次いで「知人・隣人」(52.2%)となっています。

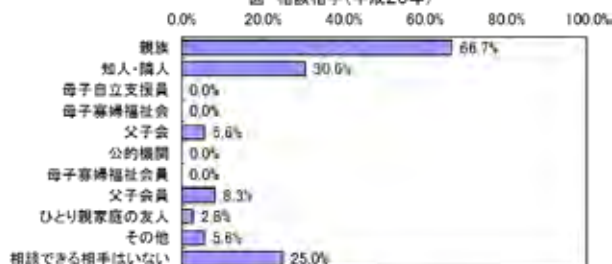
図 相談相手(平成24年)



【前回との比較】

今回、「親族」、「知人・隣人」の割合がそれぞれ20ポイント以上増加しています。また、「相談できる相手はいない」の割合は、20.7ポイント減少しています。

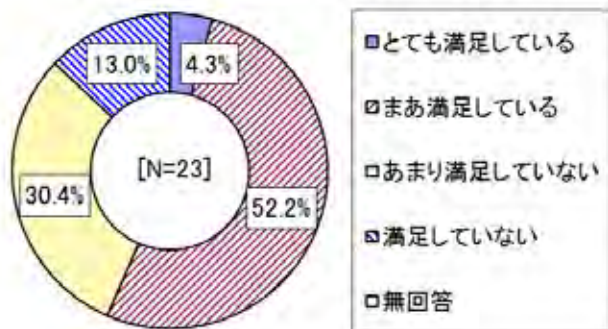
図 相談相手(平成20年)



- 4 現在の生活の満足度

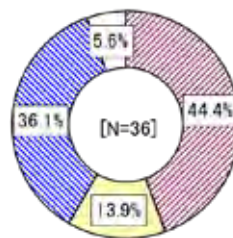
現在の生活の満足度は、満足している（「とても満足している」と「まあ満足している」の合計）が 56.5%で、満足していない（「あまり満足していない」と「満足していない」の合計）の 43.4%を 13.1 ポイント上回っています。

図 現在の生活の満足度(平成24年)



【前回との比較】

図 現在の生活の満足度(平成20年)

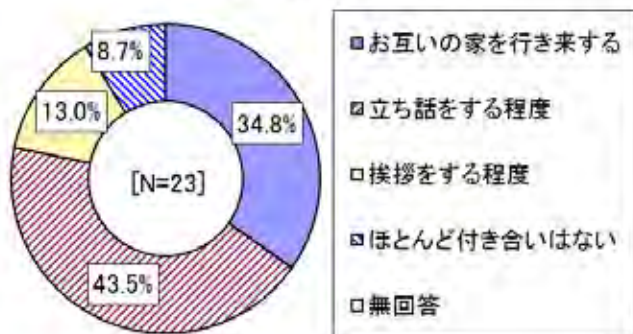


今回、満足しているの割合が 12.1 ポイント増加しています。また、「あまり満足していない」の割合は増加していますが、「満足していない」は 23.1 ポイント減少しています。

- 5 近隣との交流

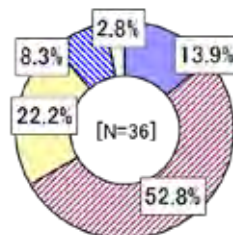
近隣との交流は、「立ち話をする程度」が 43.5%で最も多く、次いで「お互いの家を行き来する」(34.8%)、「挨拶をする程度」(13.0%)となっています。

図 近隣との交流(平成24年)



【前回との比較】

図 近隣との交流(平成20年)

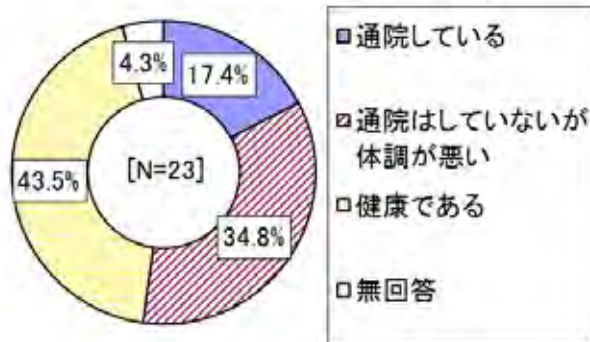


今回、「お互いの家を行き来する」の割合が 20.9 ポイント増加しています。

- 6 健康状態

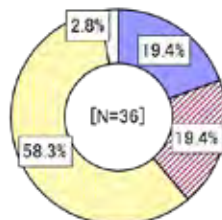
健康状態は、「健康である」が 43.5%で最も多く、次いで「通院していないが体調が悪い」(34.8%)、「通院している」(17.4%)となっています。

図 健康状態(平成24年)



【前回との比較】

図 健康状態(平成20年)

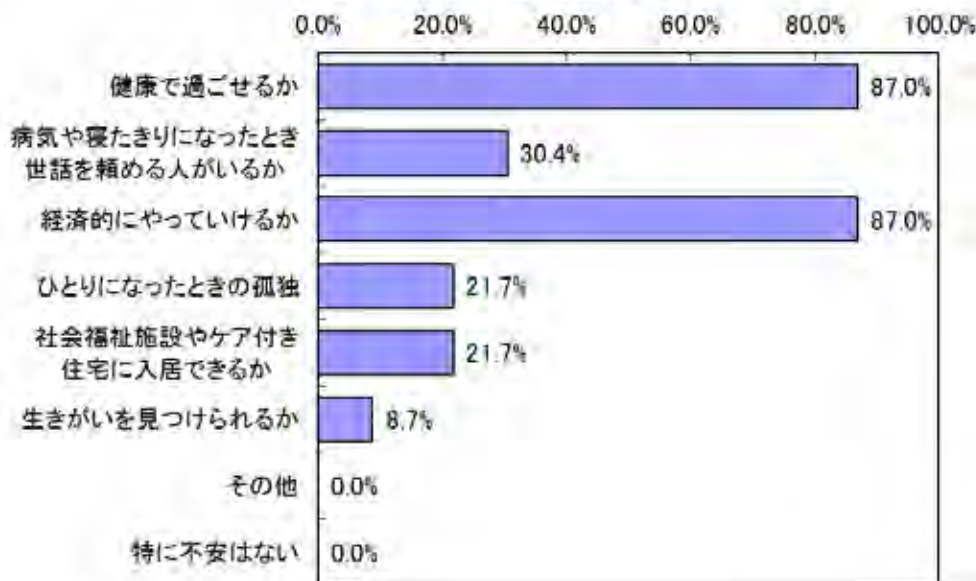


今回、「健康である」の割合が 14.8 ポイント減少しています。

- 7 将来の不安(複数回答)

将来の不安は、「健康で過ごせるか」と「経済的にやっていけるか」がともに 87.0%で最も多く、次いで「病気や寝たきりになったとき世話を頼める人がいるか」(30.4%)となっています。

図 将来の不安(平成24年)



【前回との比較】

今回、「健康で過ごせるか」、「経済的にやっていけるか」の割合がそれぞれ 17.6 ポイント、20.3 ポイント増加しています。また、「生きがいを見つけられるか」は 24.6 ポイント減少しています。

図 将来の不安(平成20年)





施策の評価について

- 1 母子家庭の時に必要だった支援（複数回答）

母子家庭の時に必要だった支援は、「就学援助の充実」が52.2%で最も多く、次いで「税控除等」（43.5%）、「医療助成制度の充実」（39.1%）となっています。

図 母子家庭の時に必要だった支援（平成24年）



【前回との比較】

今回、「公営住宅優先入居の充実」・「税控除等」の割合が、それぞれ5.0ポイント・7.4ポイント増加しています。

図 母子家庭の時に必要だった支援（平成20年）



## 第3章 第1次計画の主な取り組みと第2次計画に向けて

### 1. 第1次計画の実施状況と評価

第1次計画では、基本理念に「ひとり親家庭等の自立と子どもの健やかな育ちをめざすまち」を掲げ、「ひとり親家庭等の人権尊重」「就業等による自立支援の強化」「きめ細かな福祉サービスの展開」「相談機能の強化と福祉・雇用の連携」「子どもの健やかな育ち」の5つの基本的な視点のもと、それぞれの施策目標に沿った事業の推進を図ってきました。

#### (1) 子育てや生活支援の推進

ひとり親家庭等が就労による自立を目指し、安心して子育てと仕事との両立ができるように、保育所の弾力運用により待機児童ゼロを継続しています。また、放課後児童クラブでは、平成22年度より対象児童を小学校3年生までから小学校4年生まで引き上げ、一時保育の拡大、ファミリーサポートセンター事業の充実を進めてきました。

##### 【評価】

子育てや生活支援策の必要性は今後も高まると考えられるため、多様なニーズに対応した保育サービス等の提供に努めていくとともに、公営住宅になかなか入れない等賃貸住宅を探す際の悩みが多くあることから、ひとり親家庭等に対する公営住宅の優先入居については、募集に関する情報提供の方法を検討し、情報を希望される方に的確に届けていく必要があります。

#### (2) 就業支援の推進

パソコン教室の実施や就業に結びつきやすい資格取得のための養成機関で就業する場合の生活費として高等技能訓練促進費の給付、資格等の取得のための受講料補助として自立支援教育訓練給付金の給付を実施するとともに、平成23年度に開設された『くらし』と『しごと』の寄り添い支援センターにつなぎ、公共職業安定所などと連携して総合的な就労支援を行いました。

##### 【評価】

事業主への雇用促進のための啓発についてはこの5年間で実施できなかったことから、啓発方法等について優先的に検討し取り組んでいくことが必要です。また、パソコン教室の実施においては参加者から高い評価を得ていることから、パソコン教室の更なる充実を進めるとともに、それ以外の講座の開催について要望に応じた実施が求められています。

ひとり親等が経済的に自立した生活を送るために、関係機関との連携を強化し、一人ひとりの家庭状況や本人の希望に応じたきめ細かな就業支援に取り組んでいく必要があります。

#### (3) 養育費の確保に向けた支援の推進

ひとり親家庭において、養育費の確保に向けて母子自立相談員による相談支援体制を引き続き進めるとともに、無料法律相談や関係窓口の情報提供を行ってきました。

##### 【評価】

養育費の取り決めや支払いは親として当然の義務であり、啓発とともに関係機関と連携した的確な支援に結びつけていくことが必要です。

#### (4) 経済的支援の推進

ひとり親家庭の生活の安定と自立を図るため、児童手当、児童扶養手当の給付、生活保護による支援、就学援助や医療費の無料化を行ってきました。さらに、平成22年度からは父子家庭への児童扶養手当の支給が開始されるなど、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図ってきました。また、母子寡婦福祉資金の貸付相談や生活福祉資金、くらしの資金の情報提供を行いました。

##### 【評価】

ひとり親家庭等の経済的支援に係る様々な施策を継続するとともに、情報を必要とする方に確実に届けることができるよう、窓口等での積極的な情報提供に努めていく必要があります。

#### (5) 情報提供・相談体制の充実

ひとり親家庭等が抱える様々な相談に対し、児童扶養手当担当窓口や母子自立支援員による相談支援と情報提供を行い、更に、「くらしの支援ガイド」などのパンフレットやチラシによる周知のほか、児童扶養手当の現況届けに各種制度の案内を同封するなど情報提供の充実に努めてきました。

また、地域では母子福祉推進員や民生委員・児童委員が相談に応じるなど、身近な場所での情報提供と行政等へのパイプ役として相談体制を進めてきました。

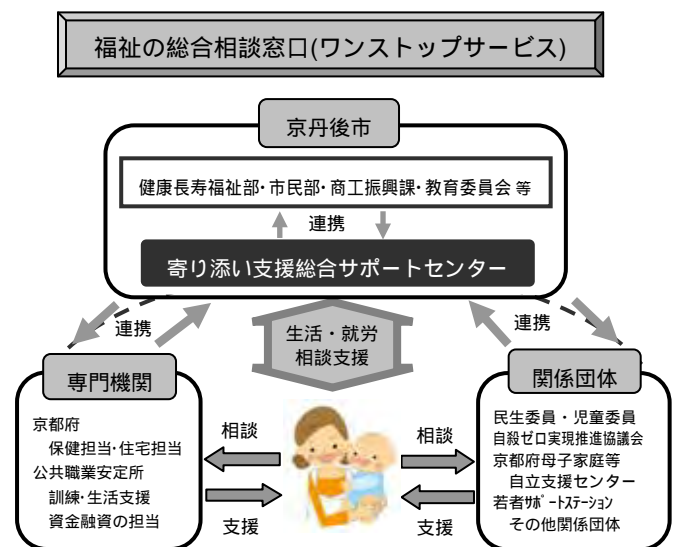
本市においては、様々な生活課題に対して支援を必要としている人が、適切な支援を受けられることが重要であることから、相談内容を一括して受け付けることができる総合的な生活相談窓口の強化を進めてきました。平成23年4月に開所した京丹後市『くらし』と『しごと』の寄り添い支援センターでは、相談者と一緒になって生活や就労の課題を明確化し、「多重債務相談・支援室」をはじめとする各種専門機関や平成18年度から立ち上げた「京丹後市自殺ゼロ実現推進協議会」などの関係団体と連携し、相談者の解決方向を検討してきました。

また、平成25年8月より「京丹後市寄り添い支援総合サポートセンター」として市民相談室、多重債務相談・支援室、消費生活センター、京丹後市『くらし』と『しごと』の寄り添い支援センターを統合し、利便性の向上とワンストップ相談・支援体制の強化を図りました。

##### 【評価】

様々な課題を抱えるひとり親家庭等において、情報提供や相談体制を更に充実していくことが求められています。特に各種相談に応じる母子自立支援員の役割は非常に重要であり、必要性も増していることから、状況に応じて1名体制から複数体制とする検討が必要です。

今後も相談内容に応じて、寄り添い支援総合サポートセンターなどの関係機関や関係団体、地域における母子福祉推進員や民生委員・児童委員、福祉委員など一体となって連携を図り、ひとり親家庭等の支援に取り組んでいく必要があります。



## 2. ひとり親家庭等を取り巻く課題

京丹後市では、母子家庭や父子家庭のひとり親家庭世帯数は、ほぼ横ばい傾向にあります。また、ひとり親となった理由としては、母子家庭、父子家庭ともに8割強が離婚によるものとなっています。離婚件数は、平成18年度の261人をピークに減少し、平成21年度以降は207人から212人の間で推移しています。児童扶養手当の受給者数は平成22年度の父子家庭への受給適用で増加してからはほぼ横ばい傾向となっています。

このような状況の中、第1次計画の実施状況と評価も含め、「京丹後市ひとり親家庭等の実態調査」の結果などから、これからのひとり親家庭等への自立支援策を進めるにあたっての課題を施策目標毎にまとめると、次のようなことが考えられます。

### (1) 子育てや生活支援の推進

#### 就学前の保育サービスの必要性

母子家庭の16.0%が就学前の子どもを抱えており、就業による自立を目指すためには、安心して子どもを預けられる場所の確保等、保育サービスの環境を整えていく必要があります。

#### 母子家庭に対する公営住宅等の入居対策が必要

母子家庭の持ち家率は19.1%であり、父子家庭(45.3%)に比べ低く、現在の住居に対する家賃等の不満も多くなっています。また、賃貸住宅を探す際の悩みとして72.6%の方が比較的家賃の低廉な住宅を希望していることから、公営住宅における入居対策を図る必要があります。

#### 児童等に対する学習支援の必要性

ひとり親家庭の児童等は、親との死別や離婚などにより精神面や経済面で不安定な状況におかれる場合が多く、学習面で児童等の将来に不安を抱えている世帯の状況があります。このため、ひとり親家庭の児童等の学習支援を進める必要があります。

### (2) 就業支援の推進

#### ひとり親家庭の年間総収入の低さ、不安定な就労状況

平成23年度国民生活基礎調査によると、全国の母子家庭の平均年間収入は252.3万円ですが、京丹後市の母子家庭では年間総収入250万円未満の世帯が76.9%となっています。母子家庭の年間の収入について全国平均を下回っている方が京丹後市には多く認められる状況となっています。また、母子家庭の母の就業形態では、正社員が38.2%、臨時的雇用が55.0%となっており、「収入が少なく、生活が苦しい」や「年金・雇用保険がないなど将来に不安がある」などの悩みを抱えています。

父子家庭においても、全国の父子家庭の平均年間収入が380万円に対し、京丹後市の父子家庭の年間総収入400万円未満の世帯は86.7%と、母子家庭と同様に全国平均を下回っている方が多く、生活保護の受給状況からも0%から9.4%と増加傾向にあります。また、



働いていない父子家庭も10.7%から11.3%に上昇しており、就業形態も正社員が減少し臨時的雇用の割合が10.0%から14.9%と増加しています。この状況からみて、母子世帯だけでなく父子世帯においても就労や経済的な問題を抱えている父親も多い現状が伺えます。

このような状況から、経済的に自立をするためには、安定した雇用の場を確保するとともに、就業に関する相談や情報の提供等、適切な就業支援を行える環境を整える必要があります。

就業に有利な資格取得の支援等、安定した就職につなげる機会の提供が必要

就労に向けた資格取得については、母子家庭・父子家庭とも情報処理関係の資格取得希望を回答している人が最も多く、また、「居住地に近い場所での開講」「受講料の軽減」「受講しやすい時間帯・日程の配慮」といった要望もあります。こうした多様なニーズに対応するとともに、ひとり親家庭等の経済的自立を目指すためには、安定した就職への意識づけと就業に有利になるような資格取得や技能習得の機会の提供が必要です。

### (3) 養育費の確保に向けた支援の推進

養育費確保に関する広報・啓発活動の推進が必要

実態調査によると、ひとり親になった理由が「死別」でない母子家庭のうち、養育費の取り決めをした人(文書を交わしていない人も含む)は、32.5%とまだまだ低い状況であり、「取り決めをしなかった」「一度も受け取ったことはない」は、いずれも5割近くとなっています。

母子及び寡婦福祉法第5条では、「母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するよう努めなければならない」としており、両親は子どもを扶養する責務があり、離婚となっても子どもを監護しない親からの養育費は子どもの権利です。そのためにも、養育費を取り決め、支払うことは親として当然の責務であることの認識を広報・啓発し、社会的醸成を図ることが必要です。また、養育費の取得手続きなどの情報発信、相談窓口の充実を行うことで、適切な支援に結びつけていかなければなりません。

### (4) 経済的支援の推進

就業支援と両輪での経済的支援の周知が必要

現在困っていることとして、母子家庭の71.4%の方が家計(収入面)を挙げており、父子家庭でも67.9%の方が同様の悩みを抱えています。児童手当、児童扶養手当は母子世帯の平均所得の20.3%を占めており母子世帯にとって重要な経済的支えとなっています。また、ひとり親家庭等の各種制度に対する認知度も低いことから、経済的自立のためには就業支援だけでなく、母子寡婦福祉資金の貸付制度や児童扶養手当受給に関すること等、引き続き各種制度について周知を図っていくことが必要です。

## (5) 情報提供・相談体制の充実

### 相談支援の必要性

ひとり親家庭は、子育てと生計の二つの役割を一人で担っている方が多く、子どものことや養育費、また将来の生活まで様々な悩みを抱えています。また、寡婦についても多くの方が健康や将来の生活に対する不安を抱えています。

このような様々な悩みや不安を気軽に相談ができ、適切な指導・助言を受けられる環境を整えていく必要があります。

また、市の相談支援だけでなく、当事者団体である母子寡婦福祉会・父子会や民生委員・児童委員が、身近な地域で相談できる環境を充実していく必要があります。

### 日常生活を支援する施策の認知度の低さ

ひとり親が病気等のときに生活援助をしてくれる人は、母子家庭・父子家庭ともに「同居している親・親族」が最も多い(母子家庭の45.4%、父子家庭の59.6%)ものの、「特に頼める人はいない」に約2割の方がいます。また、緊急一時的な日常生活の支援について、母子家庭の63.6%、父子家庭の81.1%の方が関連する事業を知らないと回答していることから、日常生活における市の各種支援について周知を図るとともに、支援施策の充実が必要となっています。

### 様々な支援策を適切に伝える方法・総合相談の充実が必要

日常生活を支援する事業の認知度の低さに対し、様々な支援をどのように適切に伝えるかが課題となっています。ひとり親家庭からは相談や情報の支援に関して「身近な場所で、情報が提供されること」「職業や生活に関する相談が一か所で受けられること」「休日や夜遅くに相談できる場所があること」に多くの回答が集まっています。必要な時に必要なサービスの情報を適切に伝えられるように、広報やホームページ、パンフレットなどを活用した情報提供だけでなく、ひとり親家庭が市役所等と直接関わる様々な機会などをとらえて、情報を確実に提供していくことや、就職や生活に関する総合相談の充実が必要となっています。

## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

ひとり親家庭等の自立と子どもの健やかな育ちをめざすまち

第1次計画においては、「ひとり親家庭等の自立と子どもの健やかな育ちをめざすまち」を基本理念とし、取り組みを進めてきました。第2次計画の策定にあたっては、本市の目指す将来像を具体化するため第1次計画の基本理念を受け継ぎ、取り組みを進めていくものとします。

ひとり親家庭等の自立とは、ひとり親家庭等の人々がどのように生きるのかを自分で選択できることであり、自分の力を十分発揮できることであると考えます。そのため、第1次計画において掲げた、子どもの養育と生計をひとりで担っているひとり親が、安心して子育てができる環境と経済的な安定を図り、懸命に生活をしているひとり親等が子どもをもつ親として子どもを育てる喜びや楽しさを享受できるようなまちづくりを、引き続き進めていきます。さらに、その子ども達の健やかな育ちを促せるような社会の実現を目指します。

### 2. 基本的な視点

第2次京丹後市ひとり親家庭等自立促進計画推進のための基本的な視点を掲げるにあたり、ひとり親家庭等のアンケート調査や母子寡婦福祉会・父子会との懇談会、京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会の意見を受け、さらに、第1次計画の成果と課題、国・府の動向を踏まえ、総合的にひとり親家庭等の現状と課題の整理をしました。

その中で、ひとり親家庭等の意識や課題に大きな変化はないことや、ひとり親家庭等の自立に向けて目指すところも同じであることから、第1次京丹後市ひとり親家庭等自立促進計画で掲げた基本的な視点を継続するとともに、父子家庭に対して児童扶養手当を支給する等新たな国の制度が創設されたことから、父子家庭への支援強化を加えました。

ひとり親家庭等が、多様な家族のあり方の一つとして認識され、地域で希望をもって生活ができるよう、実効性のある計画の推進を目指します。

### (1) ひとり親家庭等の人権尊重

ひとり親家庭等が社会を構成する様々な家族のひとつとして認識され、偏見や理解不足により不利益を被ることがないように、人権が尊重されるまちづくりを目指します。さらに、男女共同参画社会の実現に向け、男女がともに社会のあらゆる分野で対等に参画し、人生をより豊かで充実したものとなるよう推進していきます。

### (2) 就業等による自立支援の強化

ひとり親の多くは働いているものの、特に母子家庭では、パート、アルバイト等の非正規雇用で働く者の割合が多く、就労収入が少ないという状況があります。また、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断していたことや、事業主側の母子家庭に対する雇用の理解不足などにより、特に母子家庭や寡婦において就職が困難な場合が多いといわれています。母子家庭と寡婦が継続して生活の安定を図るためには、経済的な支援とともに、就業支援を強化していく必要があります。また、就業の確保のためには、仕事と子育ての両立が不可欠であるので、就業支援とともにきめ細かな子育て・生活支援の施策の推進を目指します。

### (3) 父子家庭への支援を充実

母子家庭の母に比べ、父子家庭の父は就業が容易で安定した収入を得やすく、経済的に安定していると考えられますが、現状は、就労や経済的に不安定なこと、子育ての悩みなど多くの課題を抱えています。特に子育てを頼る親族のいない父子家庭にとって、仕事と子育てを両立するためには家事時間の確保が必要であり、父子家庭にとって大きな負担となります。父子家庭が仕事と家事を両立しながら経済的に自立するためには、子育てや生活支援を充実させ幅広い福祉サービスの提供を行うとともに、社会の理解のもと地域社会の一員として、自らの力で安定した生活を営むことができるための支援を推進します。

### (4) きめ細かな福祉サービスの展開

精神面で支えを必要としている場合や家庭での子育てと仕事の両立が困難な場合において適切な援助を行うなど、生活全般について幅広く支援する仕組みや、個々の世帯の抱える問題に対し、相互に支え合う仕組みを活用するなど、きめ細かな福祉サービスの展開を目指します。

### (5) 相談機能の強化と福祉・雇用の連携

ひとり親家庭等の自立を図るためには、早期の段階の的確な支援が重要です。ひとり親家庭を初期の段階で把握し、生活全般にわたり親身な相談に応じるとともに、経済的自立を図る上で必要な就業に関する情報や、就業する際の子育て支援などに上手につないでいく必要があると考えます。このため、市として最も重要な役割である相談機能や情報提供機能の強化に加え、福祉と雇用の施策と機関の緊密な連携を目指します。

### (6) 子どもの健やかな育ち

ひとり親家庭の子どもがその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに成長するよう支援することが重要であり、離婚、死別などが子どもの精神面に与える影響や将来の不安など、子どもの成長過程において生じる諸問題について、十分な配慮が必要だと考えます。ひとり親家庭の子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもが持つ権利や自由が最大限に尊重されるよう、子どもの視点を大切にされた支援を推進します。



### 3 . 施策目標

前述の基本的な6つの視点を踏まえ、第1次京丹後市ひとり親家庭等自立促進計画で掲げた5つの目標を継承することで、継続的・系統的に分析や施策展開・評価を行います。

#### (1) 子育てや生活支援の推進

ひとり親家庭等が就労による自立を目指せるように、保育サービスの充実や自立支援に関する福祉サービスの充実などによってひとりで子育てを行うことの負担を軽減し、安心して子育てと仕事や就業のための訓練などとの両立ができるように支援します。

また、ひとり親にとっては緊急時や就業時間に合わせた保育サービスが重要となっており、このようなニーズに対応できる多様な子育て支援を推進していきます。

なお、保育サービスの充実については「次世代育成支援対策行動計画」と整合性を図りながら進めていきます。

- 保育所の優先入所の推進
- 放課後児童健全育成事業の優先利用の推進
- 多様な子育て支援の推進
- 公営住宅の優先入居に関する情報提供

#### (2) 就業支援の推進

ひとり親が子育てをしながら収入面・雇用条件面でより良い就業の場を確保し、安定した生活を送れるように、関係機関と連携しながら、起業支援や職業能力向上のための訓練、効果的な職業紹介、就業機会の創出の啓発などの就業支援を推進します。また、在宅で子育て等をしながら就業できることは、子どもの養育と生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭にとって効果的な就業形態であることから、在宅就業のための支援も併せて推進します。

さらに、母子家庭についてそれぞれの実情に応じてきめ細かな就業支援ができるように、関係機関の連携のもと、ひとり親となった初期段階で市の施策に接する機会を利用して、母子自立支援プログラムの支援などを展開します。

また、事業主に対しては、ひとり親等の安定した就業に向け、ひとり親家庭等の雇用促進を求めるとともに、母子福祉団体等の受注機会の増大に努めます。

- 就業に対する相談・支援体制の充実
- より良い就業に向けた能力開発の支援
- ひとり親等の就業に関する広報・啓発活動の推進
- 在宅就業の支援
- 起業支援
- 母子福祉団体等の受注機会の増大

### (3) 養育費の確保に向けた支援の推進

ひとり親家庭の子どもの養育費が確保できるよう、養育費についての取り決めや取得の促進を図るとともに、養育費支払いや取得についての認識を高める広報・啓発活動の推進や相談体制の充実を図ります。

広報・啓発活動の推進  
相談体制の充実

### (4) 経済的支援の推進

家計について多くのひとり親家庭等が問題を感じています。児童扶養手当などの経済的支援策に関して関連窓口で情報提供に努めるとともに、制度の適正な実施によって、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の助長に有効につながるよう、経済面での支援体制を推進します。また、ひとり親家庭の多くが課題とする就学援助など、経済的な負担を軽減する支援策を引き続き実施します。

経済的支援の実施  
経済的支援の情報提供の充実

### (5) 情報提供・相談体制の充実

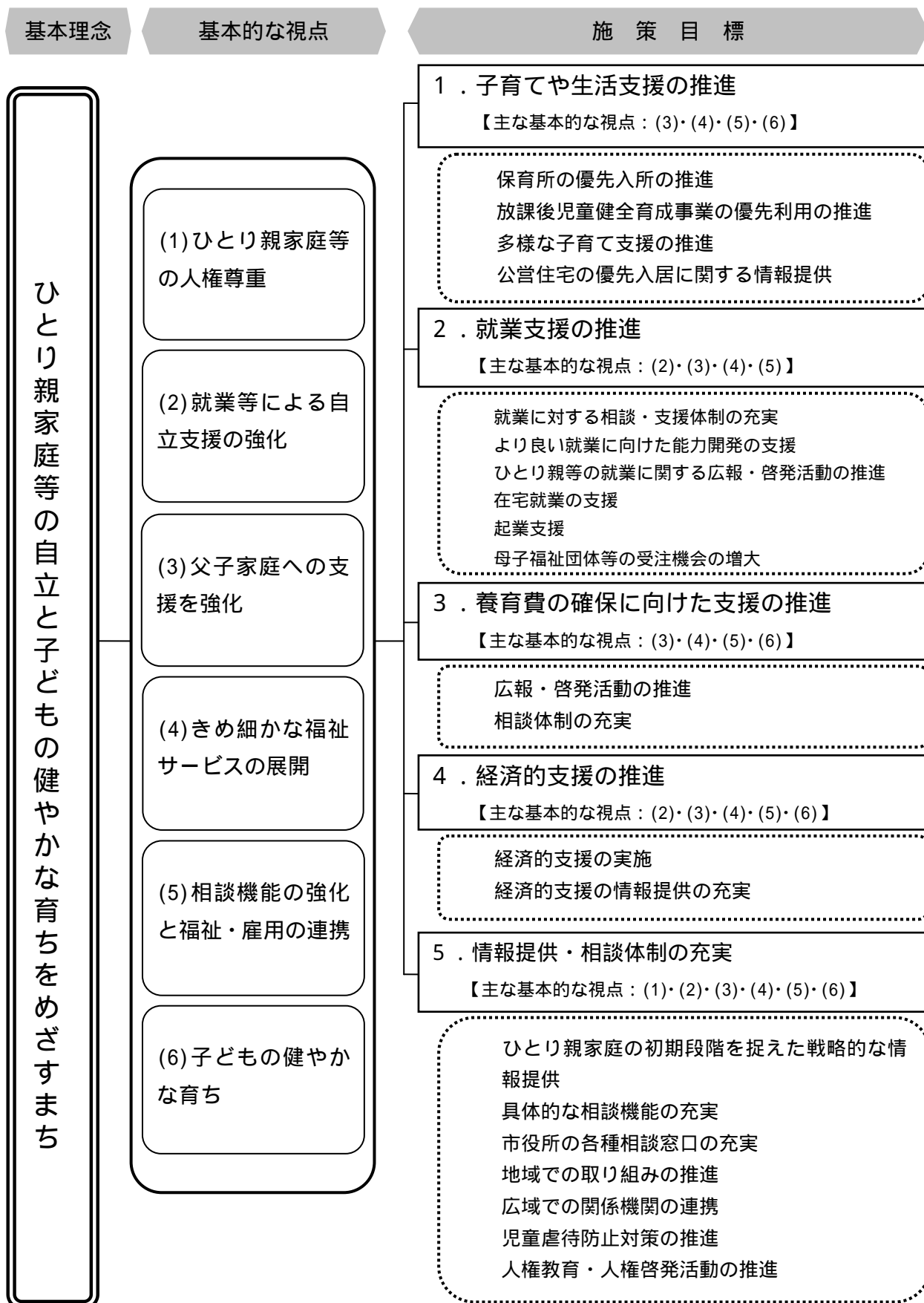
ひとり親家庭等の自立を支援する施策や機関について知らない方もまだまだ多い状況にあります。ひとり親家庭等の抱える生活環境、経済的環境、児童虐待など様々な課題に対して、きめ細かな対応ができるよう、情報提供、相談体制の充実を目指します。

特に、児童扶養手当や戸籍の手続きでひとり親家庭等と直接対応する市の窓口において、それぞれの抱える問題に応じて利用できるサービスを助言し、京都府母子家庭等北部自立支援センター等も含めた様々な自立支援に結びつけられるような仕組みを強化し、児童扶養手当等の支給と自立支援が一体的に行えるような体制の整備を目指します。

また、ひとり親家庭等の人権が尊重されるよう、各種啓発活動を推進します。

ひとり親家庭の初期段階を捉えた戦略的な情報提供  
具体的な相談機能の充実  
市役所の各種相談窓口の充実  
地域での取り組みの推進  
広域での関係機関の連携  
児童虐待防止対策の推進  
人権教育・人権啓発活動の推進

## 4 . 計画の体系



## 第5章 施策の展開

### 施策目標1 子育てや生活支援の推進

#### 取り組みの方向性

(1) 保育所の優先入所の推進

(2) 放課後児童健全育成事業の優先利用の推進

(3) 多様な子育て支援の推進

(4) 公営住宅の優先入居に関する情報提供

指標となる事業名		実績				事業方針(目標) ～平成30年度
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	
ひとり親家庭の 保育所の優先入 所	児童数	118人	125人	130人	96人	事業の継続
	世帯数	104世帯	108世帯	106世帯	83世帯	
放課後児童クラブへの優 先利用(ひとり親家庭の 児童数)		42人	48人	54人	64人	事業の継続



指標となる事業名		実績				事業方針(目標) ～平成30年度
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	
ひとり親家庭福祉事業の参加者数	ひとり親家庭交流会	64人	41人	-	-	各種交流会・講座の開催(継続)
	いきいきふれあい事業	139人 /2回	133人 /1回	109人 /2回	63人 /1回	
	元気塾	-	161人 /2回	124人 /2回	148人 /4回	
	パソコン講習会受講者数	1回目(初級) 13人 2回目(初級) 11人	1回目(初級) 8人 2回目(Excel3級) 5人 合格者 5人	1回目(初級) 7人 2回目(Excel3級) 8人 合格者 7人	1回目(初級) 12人 2回目(Excel3級) 5人 合格者 3人	
日常生活支援事業	登録者数	15人	7人	3人	17人	制度周知の推進
	利用件数	41件	23件	11件	10件	
子育て短期支援事業(ショートステイ)	申請者数	8人	9人	13人	9人	事業の継続
	利用日数	149日	225日	182日	149日	
延長保育事業	利用者数	52人	61人	77人	68人	延長時間の拡充
休日保育事業		-	-	86人	132人	事業の継続
夜間保育事業		-	-	-	-	保育所の社会福祉法人営化に併せて検討
病後児保育事業(派遣型)		-	-	-	-	ニーズ状況に併せ実施を検討
病後児保育事業(施設型)		-	-	-	-	
一時預かり事業	申請者数	-	3人	3人	0人	事業の継続
	利用日数	-	55日	32日	0日	
ファミリーサポートセンター事業	母子家庭会員数	6人	11人	12人	12人	事業の継続(会員確保)
	父子家庭会員数	2人	3人	2人	2人	
	利用回数	29回	35回	1回	0回	
公営住宅への優先入居(市営住宅の現状)	母子家庭	43世帯	41世帯	47世帯	51世帯	情報の提供及び入居選考配慮
	父子家庭	1世帯	1世帯	1世帯	1世帯	

### (1) 保育所の優先入所の推進

ひとり親家庭の児童が保育所に優先的に入所することができる取り組みを引き続き推進します。

事業名等	事業内容・方針	事業の対象	所管課・機関
保育所の優先入所	就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、ひとり親家庭の児童が保育所に優先的に入所することができる取り組みを実施します。	母子家庭 父子家庭	子ども未来課

### (2) 放課後児童健全育成事業の優先利用の推進

就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、ひとり親家庭の児童が放課後児童健全育成事業を優先的に利用できる取り組みを推進します。また、核家族化の増加などにより利用希望者が年々増加傾向にある中、必要に応じて放課後児童クラブの箇所数の増、クラブ定員の見直しを行うなど柔軟に対応することで事業の拡充に努めます。

事業名等	事業内容・方針	事業の対象	所管課・機関
放課後児童健全育成事業	利用希望者の全員が利用できるよう努めていますが、施設の定員を上回る希望がある場合は、家庭状況等の調査の上でひとり親家庭の児童を優先的に利用できる取り組みを実施します。	母子家庭 父子家庭	子ども未来課

### (3) 多様な子育て支援の推進

ひとり親家庭の母・父は緊急時や就業時間に合わせた保育サービスを希望する傾向にあり、通常の保育サービス以外に多様な子育て支援を推進することが求められます。このため、ひとり親家庭を対象とした事業交流会の推進や「次世代育成支援対策行動計画」に基づく延長保育・一時保育等の充実を図ります。

さらに、父子家庭の父は子育てや家事など日常生活の根本となる支援を必要としている場合があり、日常生活支援事業の情報提供などきめ細かいサービス提供を推進します。

事業名等	事業内容・方針	事業の対象	所管課・機関
ひとり親家庭を対象とした交流会	ひとり親家庭の生活を支援するために、ひとり親家庭を対象にレクリエーションを実施していきます。	母子家庭 父子家庭 寡婦	京丹後市母子寡婦福祉会 京丹後市婦人連合会

日常生活支援事業	ひとり親家庭が母・父の修学や疾病等の理由により一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、家庭生活支援員を居宅に派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等、日常生活の支援を行います。京都府が京丹後市母子寡婦福祉会へ委託して実施しています。本市は本事業の周知に努めるとともに、多様なニーズや時間帯に応じた対応を京都府に要望します。	母子家庭 父子家庭	京丹後市母子寡婦福祉会
延長、休日、夜間、病後児保育や一時保育	現在、延長保育事業と一時保育事業を実施していますが、子育て支援としてひとり親家庭のニーズが高い緊急時の対応や、勤務時間の多様化に対応するため、延長、休日、夜間、病後児保育や一時保育などについて「次世代育成支援対策行動計画」に基づいて事業を推進します。	母子家庭 父子家庭	子ども未来課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	一時的に家庭での養育が困難な子どもの生活の安定を図るため、市が社会福祉法人に事業を委託して実施しています。「次世代育成支援対策行動計画」に基づいて事業を推進します。	母子家庭 父子家庭	子ども未来課
ファミリーサポートセンター事業	ファミリーサポートセンターの相互援助機能を活用して親の育児疲れの解消や子育てのアドバイスを実施するなど、家庭での子育て支援の充実を図ります。「次世代育成支援対策行動計画」に基づいて事業を推進します。	母子家庭 父子家庭	子ども未来課
学習支援事業	学習面で将来に不安を抱えているひとり親家庭の児童等の学習支援や進学相談を行います。	母子家庭 父子家庭	生活福祉課

#### (4) 公営住宅の優先入居に関する情報提供

特に母子家庭ではひとり親家庭となった直後に転居を必要としていたり、より安い家賃の住宅を求めたりする傾向にあることから、公営住宅のひとり親家庭に対する優先入居について、募集に関する情報提供を行い居住の安定を図ります。

事業名等	事業内容・方針	事業の対象	所管課・機関
公営住宅の優先入居等についての情報提供	府営住宅についてひとり親家庭に対する優先入居の募集があり、このような公営住宅の募集制度について情報を提供します。 また、市営住宅については、ひとり親家庭に対する入居選考において配慮に努めます。	母子家庭 父子家庭	丹後保健所 都市計画・ 建築住宅課 生活福祉課

## 施策目標2 就業支援の推進

### 取り組みの方向性

(1) 就業に対する相談・支援体制の充実

(2) より良い就業に向けた能力開発の支援

(3) ひとり親の就業に関する広報・啓発活動の推進

(4) 在宅就業の支援

(5) 起業支援

(6) 母子福祉団体等の受注機会の増大

指標となる事業名	実績				事業方針(目標) ～平成30年度
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	
母子自立支援員による相談の利用者数	13人	10人	12人	11人	事業の継続
母子自立支援プログラム策定事業の利用者数	-	-	-	-	
自立支援教育訓練給付事業の利用者数	3人	-	-	-	
高等技能訓練促進費給付事業の利用者数	-	-	-	-	



## (1) 就業に対する相談・支援体制の充実

母子家庭の母においてはひとり親家庭となった後から就職を探す場合も多く、子育てと両立させながら就職先を見つけることには困難がともないます。また、就労後は「パート・アルバイト」で働く方が「正社員」で働く方より多いなど、母子家庭の母の多くが不安定な就労状況に陥り易い状況となっています。

また、父子家庭においても、就業と子育ての両立の困難や、現在の雇用環境等を背景として経済的に厳しい状況に置かれています。

このため、ひとり親家庭のそれぞれの実情に応じてきめ細かな就業支援ができるように、関係機関の連携のもと、母子自立支援員による相談や児童扶養手当の現況届提出時などひとり親となった初期段階をねらった母子自立支援プログラムの支援などを展開します。

事業名等	事業内容・方針	事業の対象	所管課・機関
『暮らし』と『しごと』の寄り添い支援センター	「暮らし」と「しごと」の困りごとについて、相談者に寄り添い、関係機関と連携しながら問題解決の方向に導いていきます。	母子家庭 父子家庭 寡婦	生活福祉課
母子自立支援員による相談	母子自立支援員等による就業等に関する相談や情報提供を積極的に推進するなど、ひとり親等に対する適切な自立支援を実施します。また、母子自立支援員は京都府が実施する母子自立支援員研修会等に参加し、就業支援のメニューや京丹後市の労働環境に係る情報を把握します。	母子家庭 父子家庭 寡婦	生活福祉課
母子自立支援プログラム策定事業の実施	ひとり親家庭の実情に応じたきめ細かな支援を行う自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等の関係機関との連携により就労支援の推進を図ります。児童扶養手当の現況届提出時に、対象者の就労状況を確認し、事業について周知します。	母子家庭 父子家庭	生活福祉課
母子家庭等就業・自立支援事業との連携	ひとり親等の就業・自立を促進するため、相談から情報提供までの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、生活安定のための専門家による相談等を行います。	母子家庭 父子家庭 寡婦	京都府母子家庭等北部自立支援センター
就職フェアの実施	公共職業安定所等との連携により就職フェアを開催し、求人企業の面接が受けられる場を提供して就職を支援します。実施にあたっては、ひとり親家庭の事情に配慮し、母子コーナーや保育コーナーなどを設置します。	母子家庭 父子家庭 寡婦	商工振興課
関係機関の連携	生活福祉課が中心となり、公共職業安定所等と連携して、きめ細かな自立・就労支援を行います。	母子家庭 父子家庭 寡婦	生活福祉課

## (2) より良い就業に向けた能力開発の支援

結婚、出産、育児等により就業が中断していた場合や、過去に一度も働いた経験がない場合、また働いていたとしても不安定な就労状態である場合が母子家庭の母に多く認められます。また、父子家庭の父においても、非正規の雇用の方の増加傾向がみられる中ひとり親等の安定した就業に向けて、就職や起業するために必要な能力開発、能力向上の機会の充実を図ります。

事業名等	事業内容・方針	事業の対象	所管課・機関
各種講座の開催	情報処理やホームヘルパー、介護福祉士等の資格取得を希望する方のため、開催場所や開催時間帯、経済的負担に配慮した各種講座の開催を行います。	母子家庭 父子家庭 寡婦	生活福祉課 京丹後市母子 寡婦福祉会
自立支援教育訓練給付事業の推進	市が指定する教育訓練講座を受講したひとり親に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。	母子家庭 父子家庭	生活福祉課
高等技能訓練促進費給付事業の推進	経済的自立に効果的な資格(介護福祉士等)を取得するために2年以上修業する場合、就業(育児)と修学の両立ができるように、生活費としての給付金及び修了一時金を給付します。	母子家庭 父子家庭	生活福祉課
京都府母子家庭等北部自立支援センターの事業	公共職業安定所において、京都府母子家庭北部自立支援センターが月に1日、相談窓口を設置しています。今後も更にひとり親がセンターの事業を受け易くなるように京都府へ働きかけます。	母子家庭 父子家庭	生活福祉課
職業能力向上への支援	関係機関と連携しながら人材育成事業の実施や職業能力向上のためのセミナー受講への支援を行います。	母子家庭 父子家庭 寡婦	商工振興課

## (3) ひとり親等の就業に関する広報・啓発活動の推進

ひとり親等の安定した就業に向けて雇用促進を事業所に求めるとともに、雇用を促進する各種制度等の広報・啓発活動を推進します。また、ひとり親の就業支援について、児童扶養手当の手続などをとらえて当事者に積極的に周知します。

事業名等	事業内容・方針	事業の対象	所管課・機関
事業主への雇用促進を啓発	事業主にひとり親等の雇用に対する理解を深めてもらえるよう啓発活動を推進します。	母子家庭 父子家庭 寡婦	生活福祉課
育児休業制度や看護休暇等の啓発活動の推進	ひとり親が子育てと仕事を両立しやすいように、育児休業制度や看護休暇の義務化などについて関係機関が連携して啓発活動を推進します。	母子家庭 父子家庭	生活福祉課

ひとり親等の状況に応じた職業あっせんの周知	公共職業安定所等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談支援等を実施していることを周知します。また、広報誌やホームページなどを利用して積極的な広報・啓発活動に努めます。	母子家庭 父子家庭 寡婦	生活福祉課
-----------------------	--	--------------------	-------

#### (4) 在宅就業への支援

子育てと生計の維持を一人で担っているひとり親等において、在宅で子育て等しながら就業できる在宅就業は、効果的な就業形態でもあることから、在宅での就業にも支援していきます。

事業名等	事業内容・方針	事業の対象	所管課・機関
在宅就業への支援	関係機関と連携し、一人ひとりに応じたきめ細かな就労相談をもとに、在宅でできる就業情報の提供に努めます。	母子家庭 父子家庭 寡婦	生活福祉課

#### (5) 起業支援

ひとり親等には、家事、育児との両立という課題がありますが、自分のやりたいことにチャレンジしてみたいというような意欲のある方の起業を支援します。

事業名等	事業内容・方針	事業の対象	所管課・機関
起業支援	関係機関と連携し、起業するにあたっての相談に応じ、それぞれに合った支援を行います。	母子家庭 父子家庭 寡婦	商工振興課 生活福祉課 商工会

#### (6) 母子福祉団体等の受注機会の増大への努力

母子福祉団体等であって、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母又は父子家庭の父であるものの受注の機会の増大に努めます。

事業名等	事業内容・方針	事業の対象	所管課・機関
受注機会の増大	受注機会の相談や母子福祉団体等からの優先的な物品、役務の調達などにより受注機会の増大に努めます。	母子家庭 父子家庭 寡婦	生活福祉課

## 施策目標3 養育費の確保に向けた支援の推進

### 取り組みの方向性

(1) 広報・啓発活動の推進

(2) 相談体制の充実

#### (1) 広報・啓発活動の推進

本市の母子家庭では養育費について何も取り決めをしない方や養育費を一度も受け取ったことはない方が約5割もおられ、母子家庭が経済的な問題を抱える要因の一つとなっています。また、父子家庭においても、養育費について取り決めないままに離婚してしまうケースが多いと思われま。

ひとり親家庭等をはじめ市民全体に養育費の取り決めや支払いは親としての当然の義務であるという認識を深めるとともに、養育費の制度や取得手続きなど離婚に際してあらかじめ必要な知識を離婚に係る関係窓口で情報提供を行います。

事業名等	事業内容・方針	事業の対象	所管課・機関
窓口等での情報提供と広報・啓発活動の推進	養育費の制度や取得手続きなど離婚に際してあらかじめ必要な知識について、関係窓口（児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等）で情報提供を行います。	母子家庭 父子家庭	生活福祉課 各市民局

#### (2) 相談体制の充実

養育費の確保に向けて、養育費の取り決めや支払いが滞ったときの法的な措置等の具体的な方策について、弁護士による法律相談や母子自立支援員による相談を行います。

事業名等	事業内容・方針	事業の対象	所管課・機関
母子自立支援員による相談	離婚前に母子自立支援員が受ける相談の中で、離婚までの手続きや養育費の取り決めや履行を確保する法律等について情報提供を行うとともに、相談に応じます。	母子家庭 父子家庭 寡婦	生活福祉課
無料法律相談	養育費の取り決めや確保について、法律上の問題が絡む場合があることから、弁護士による無料法律相談を実施します。また、離婚や子育てなどに関する法律の問題について、弁護士が無料で相談に応じます。	母子家庭 父子家庭 寡婦	市民課



## 施策目標4 経済的支援の推進

### 取り組みの方向性

(1) 経済的支援の実施

(2) 経済的支援の情報提供の充実

指標となる事業名		実績				事業方針(目標) ～平成30年度
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	
児童扶養手当 受給者	母子家庭	388人	416人	414人	397人	事業の継続
	父子家庭	-	68人	65人	65人	
医療助成	母子家庭	1,341人	1,336人	1,319人	1,310人	事業の継続
	父子家庭	290人	295人	288人	289人	

## (1) 経済的支援の実施

ひとり親家庭の生活の安定と自立を可能にするため、経済的な負担を軽減する支援策を引き続き実施します。給付などに当たってはプライバシーの保護など適正な給付業務を実施します。

事業名等	事業内容・方針	事業の対象	所管課・機関
児童扶養手当の給付	母子家庭と父子家庭で18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を監護している母又は父、養育している人を対象として給付を行います。ひとり親家庭に対して、児童扶養手当制度に関する情報の提供を積極的に推進するほか、プライバシーの保護に配慮した適正な給付業務を実施します。また、給付の一層の充実について国へ働きかけます。	母子家庭 父子家庭	生活福祉課
児童手当による支援	児童手当制度の対象者に関する情報の提供を積極的に推進するほか、適正な給付業務を実施します。	母子家庭 父子家庭	生活福祉課
生活保護による支援	生活困窮者に対し、経済的な援助を行うとともに、様々な社会的資源を活用しながら自立できるように支援を行います。	母子家庭 父子家庭 寡婦	生活福祉課
就学援助による支援	経済的理由で就学が困難な児童生徒に対して、必要な費用を援助する就学援助を行います。	母子家庭 父子家庭	学校教育課
母子・父子家庭の医療費の支給	母子家庭と父子家庭に対して医療が容易に受けられるよう医療費を支給します。	母子家庭 父子家庭	保険事業課

## (2) 経済的支援の情報提供の充実

ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するために、経済的支援に関する情報を児童扶養手当や戸籍などの手続きの窓口等で積極的に提供します。

事業名等	事業内容・方針	事業の対象	所管課・機関
母子寡婦福祉資金貸付に関する情報提供	母子家庭の母や寡婦に対して、府の事業である母子・寡婦福祉資金貸付制度について生活福祉課の窓口等で情報を提供します。	母子家庭 寡婦	生活福祉課
生活福祉資金	資金の貸付と民生委員による生活支援により、安定した生活が営めることを目的とした資金であり、情報を提供します。	母子家庭 父子家庭 寡婦	京丹後市社会福祉協議会
くらしの資金	失業や疾病、事故などにより、くらしのための資金が緊急に必要となった場合、一時的に生活が困難な世帯に20万円を限度に貸付を行います。	母子家庭 父子家庭 寡婦	生活福祉課

## 施策目標5 情報提供・相談体制の充実

### 取り組みの方向性

(1)ひとり親家庭の初期段階を捉えた戦略的な情報提供

(2)具体的な相談機能の充実

(3)市役所の各種相談窓口の充実

(4)広域での取り組みの推進

(5)広域での関係機関の連携

(6)児童虐待防止対策の推進

(7)人権教育・人権啓発活動の推進

指標となる事業名		実績				事業方針(目標) ~平成30年度
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	
『くらし』と『しごと』の寄り添い支援センター相談件数	母子世帯	-	-	13件	3件	事業の継続
	父子世帯	-	-	0件	3件	
民生委員・児童委員福祉票数	母子世帯	506世帯	489世帯	482世帯	471世帯	事業の継続
	父子世帯	104世帯	104世帯	95世帯	91世帯	

### (1) ひとり親家庭の初期段階を捉えた戦略的な情報提供

ひとり親家庭となった初期の段階から自立に向けた支援につながるように、児童扶養手当や戸籍などの手続きの窓口等において情報を確実に提供し、必要な支援につなげられる体制を目指します。

事業名等	事業内容・方針	事業の対象	所管課・機関
確実な情報提供	ひとり親家庭となった初期の段階から必要な情報が確実に提供できるように、関係窓口（児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口、各市民局等）でひとり親家庭の自立支援策全般について情報を提供します。また、児童扶養手当の現況届送付時や提出時に、ひとり親が情報を入手できるように努めます。	母子家庭 父子家庭	生活福祉課
充実した情報提供	ひとり親家庭に対する支援サービスについてリーフレット等を各市民局等に設置し、広報を有効に活用するとともに、ホームページにおいても情報提供を行います。	母子家庭 父子家庭	生活福祉課

### (2) 具体的な相談機能の充実

ひとり親等では情報提供等について「身近な場所で、職業情報が提供されること」や「職業や生活に関する相談が一か所で受けられること」などを求めています。市では福祉の総合相談窓口である「寄り添い支援総合サポートセンター」を中心に、相談者一人ひとりの悩みや不安の相談にきめ細かく応じるとともに、相談しやすい環境づくりに努めます。

また、児童扶養手当の窓口や母子自立支援員による相談、生活福祉課での相談などにおいてひとり親家庭等の様々な状況に合わせて自立支援策につなぐ体制を目指します。

事業名等	事業内容・方針	事業の対象	所管課・機関
母子自立支援員による相談	ひとり親等に対し専門的知識を有する母子自立支援員が、総合的な相談窓口として、生活の安定、自立のための相談、情報提供やそれぞれが抱える様々な問題の相談に応じます。	母子家庭 父子家庭 寡婦	生活福祉課
休日相談	子育てに関する相談や健康の相談、その他日常生活の様々な相談に応じます。（月1回）	母子家庭 父子家庭 寡婦	生活福祉課
寡婦に対する相談機能の充実	寡婦については健康面や経済面での不安をかかえており、保健・医療・福祉の関係機関の連携のもと相談機能の充実を図ります。	寡婦	生活福祉課



## (3) 市役所の各種相談窓口の充実

ひとり親家庭等は様々な悩みを重層的に抱えている場合が認められていることから、子育て、教育、人権、労働、住宅等の多面的な相談窓口で適切に対応します。

事業名等	事業内容・方針	事業の対象	所管課・機関
寄り添い支援総合サポートセンター	日常生活における問題や仕事に関する問題、また、多重債務や消費生活など様々な生活課題について、一人ひとりに寄り添って相談に応じます。	母子家庭 父子家庭 寡婦	生活福祉課 市民課 商工振興課
家庭児童相談	家庭における子育ての支援や子どもの福祉向上を図るため、「家庭子ども相談室」を開設しています。子育てや家庭の悩み、虐待などについて、家庭児童相談員が相談に応じます。	母子家庭 父子家庭	子ども未来課
人権相談	様々な人権に関する問題が生じた場合、人権擁護委員が相談に応じます。	母子家庭 父子家庭 寡婦	市民課
女性相談	様々な問題や悩みを抱える女性の問題解決の支援を行っています。毎月2回、市内各地において女性相談を開催しています。 例えば、家庭内（夫婦、親子、結婚、離婚、扶養、子育て、パートナーからの暴力など）の問題、職場内（セクシュアル・ハラスメント）の問題、人間関係の問題などの相談に応じています。	母子家庭 寡婦	市民課

## (4) 地域での取り組みの推進

ひとり親家庭等が地域の身近なところで気軽に相談できるように、市民局での取り組みや当事者団体による支援等を推進します。

事業名等	事業内容・方針	事業の対象	所管課・機関
市民局での取り組み	住民に身近な各市民局において、ひとり親家庭等に対する初期の相談を行い、ひとり親家庭の専門的知識を有する母子自立支援員による総合的な相談につなげるなど、市民局と本庁の連携を強化します。	母子家庭 父子家庭 寡婦	市民局 生活福祉課
母子福祉推進委員による相談	市内の町毎に2名配置している母子福祉推進委員によって母子家庭や寡婦の身の回りの困難事や悩み事の相談などを行います。	母子家庭 寡婦	京都府が委嘱
母子寡婦福祉会・父子会等への支援	ひとり親家庭等への支援策を効果的に実施していくため、母子寡婦福祉会、父子会等の当事者団体との連携が不可欠であり、必要に応じ連絡会議等を開催していきます。母子寡婦福祉会、父子会においては会員の相互協力や情報の共有化などを通じて、ひとり親家庭等の生活を支援します。ひとり親家庭等で入会を希望している方や存在を知らない方が多い状況ですので、様々な機会を通じて母子寡婦福祉会・父子会の広報に努めます。	母子家庭 父子家庭 寡婦	生活福祉課
民生委員児童委員・主任児童委員による相談	日常生活や子育てなどの相談に民生委員・児童委員、主任児童委員が応じます。	母子家庭 父子家庭 寡婦	生活福祉課

## (5) 広域での関係機関の連携

ひとり親家庭等の支援として、就業をはじめ、広域での専門的な相談の場も必要となります。このため、広域での関係機関の連携を強化し、必要な場合は身近な相談から専門的な機関へつなげられるように努めます。

事業名等	事業内容・方針	事業の対象	所管課・機関
京都府母子家庭等北部自立支援センターとの連携	京都府母子家庭等北部自立支援センターでは就業経験の少ない母子家庭の母等に、家庭状況や職業適性に応じて就業情報提供や職業訓練を受ける前の訓練(プレ訓練)、資格取得等の幅広い相談を実施しています。京都府母子家庭等北部自立支援センターにおける広域圏でのより専門的な支援と本市の担当課(生活福祉課をはじめ、福祉、教育、労働、住宅等の担当課)との連携を図ります。	母子家庭 父子家庭 寡婦	関係機関

## (6) 児童虐待防止対策の推進

子育て家庭を取り巻く環境が変わってきている中、ひとり親家庭の子育ての負担や不安も増大してきています。児童虐待は子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響することが考えられるため、児童虐待防止の啓発活動とともに防止に向けた対策を推進します。

事業名等	事業内容・方針	事業の対象	所管課・機関
児童虐待防止啓発活動の推進	児童虐待の未然防止のために、市民意識の高揚に向けた啓発に努めるとともに、環境の整備に取り組みます。	母子家庭 父子家庭	子ども未来課
関係機関・団体との連携	京丹後市要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所、学校・保育所・幼稚園、民生委員・児童委員などと連携して、早期発見、早期対応に努め、総合的な支援を行います。	母子家庭 父子家庭	子ども未来課

## (7) 人権教育・人権啓発活動の推進

ひとり親家庭等が多様な家族の一つの形態として十分に理解されるとともに、不当な差別や偏見によって社会的な不利益を受けることがないように、人権教育や人権啓発活動を推進します。

事業名等	事業内容・方針	事業の対象	所管課・機関
人権啓発活動の推進	ひとり親家庭等がその家族形態によって差別や偏見を受けることがないように、全ての人の人権を尊重する社会を目指し、講座や研修会、広報等での啓発活動に取り組みます。	母子家庭 父子家庭 寡婦	市民課
男女共同参画社会の推進	男女が互いに責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができるまちを目指して取り組みます。	母子家庭 父子家庭 寡婦	市民課

## 第6章 施策の推進に向けて

### 1．計画の進行管理

本計画の推進を図るため、「(仮称)ひとり親家庭等自立促進会議」を設置し、計画に基づく施策の実施状況を年度ごとに把握・点検するとともに、その情報を市のホームページに掲載することなどにより、市民に周知します。

また、今後、関係法令の改正や国の社会保障制度の変更に伴い、ひとり親家庭等に関する制度の枠組みが変わることも予想されます。そのため、これらの社会・経済の動向や、ひとり親家庭等のニーズに対応し、必要に応じて随時、各種施策の見直しを行っていきます。

### 2．市民や関係機関などとの連携

ひとり親家庭等の自立支援を推進するため、市においては、生活福祉課を中心として、寄り添い支援総合サポートセンター、関係各課、公共職業安定所、京都府母子家庭等北部自立支援センターなどの関係各機関と連携し、計画を積極的に推進していきます。また、市民をはじめ、当事者団体、地域のNPO法人、民間企業など、それぞれとの連携に努めながら施策を展開していきます。

### 3．重点的な施策展開

～情報提供・相談体制の充実と自立支援サービスの緊密な連携～

本計画での様々な施策を実効あるものにするため、生活や就労など様々な悩みや不安の相談にきめ細かく応じるとともに、必要に応じて関係機関につなぐなど、相談機能をさらに充実し、早期の段階の的確な支援により自立を図ります。また、安定した就業を確保するために、ひとり親家庭等に寄り添った相談支援を行い、就業する際の子育て支援などに上手くつなげていくことや、ひとり親家庭となった初期段階に、児童扶養手当の窓口をはじめ、ひとり親家庭等と直接対応する窓口において、それぞれの抱える問題に応じて利用できるサービスを助言し、自立支援のサービスに結び付けます。